

平成30年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成30年3月14日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時53分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成30年度一般会計予算歳出（5労働費～13予備費）

平成30年度各特別会計予算

平成30年度各企業会計予算

関連議案の内容審査

採決

議案第 1号 平成30年度士別市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3号 平成30年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4号 平成30年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 5号 平成30年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第 6号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 7号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 8号 平成30年度士別市水道事業会計予算

議案第 9号 平成30年度士別市病院事業会計予算

議案第10号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第11号 士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の一部を改正する条例について

議案第12号 士別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 士別市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第16号 士別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第18号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
 議案第19号 士別市まちづくり総合計画「基本構想・基本計画」について
 議案第20号 士別市日向森林公園の指定管理者の指定について
 議案第21号 士別市日向保養センターの指定管理者の指定について
 議案第22号 士別市宮牧野大和牧場の指定管理者の指定について
 議案第23号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について
 議案第24号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について
 議案第25号 士別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について
 議案第26号 士別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について
 議案第27号 士別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定について
 議案第28号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について
 閉議宣告

出席委員（17名）

委員長	松ヶ平 哲 幸 君	副委員長	粥 川 章 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	岡 崎 治 夫 君	委員	喜 多 武 彦 君
委員	国 忠 崇 史 君	委員	斉 藤 昇 君
委員	十 河 剛 志 君	委員	谷 守 君
委員	谷 口 隆 徳 君	委員	丹 正 臣 君
委員	出 合 孝 司 君	委員	遠 山 昭 二 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

出席説明員

市 長	牧 野 勇 司 君	副 市 長	相 山 佳 則 君
市 立 病 院 副 院 長	三 好 信 之 君	総 務 部 長	中 館 佳 嗣 君
市 民 部 長	佐々木 幸 美 君	保 健 福 祉 部 長	田 中 寿 幸 君
経 済 部 長	井 出 俊 博 君	建 設 水 道 部 長	沼 田 浩 光 君
朝日総合支所長	法 邑 和 浩 君	市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 浩 美 君
経 済 部 次 長	藪 中 晃 宏 君	建 設 水 道 部 技 監	工 藤 博 文 君

財政課長	丸 徹也君	商工労働 観光課長	徳竹貴之君
建築課長	佐々木 誠君	林務課長	鶴岡明浩君
農業振興課参事	林 秀忠君	農業振興課主幹	市橋信明君
農業振興課主幹	久光 徹君	土木管理課主幹	土田 実君
商工労働 観光課主査	佐藤政臣君	商工労働 観光課主査	小林真二君
土木管理課主査	田中一幸君		

教育委員会 教育課長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	村上正俊君
教育委員会 生涯学習部次長	鴻野弘志君	教育委員会 生涯学習情報センター所長	岡田英俊君
教育委員会 スポーツ課長	坂本英樹君	教育委員会 合宿の推進室参事	濱田納睦君
教育委員会 学校教育課主幹	佐々木芳子君	教育委員会 スポーツ課主幹	佐藤寛之君
教育委員会 スポーツ課主幹	黒沼淳一君	教育委員会 学校教育課主査	伊藤 勉君

農業委員会 事務局局長	武田泰和君
----------------	-------

監査委員	吉田博行君	監査委員 事務局局長	穴田義文君
------	-------	---------------	-------

事務局出席者

議会事務局 局長	浅利知充君	議会事務局 総務課局長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課主幹	前畑美香君	議会事務局 総務課主幹	駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(松ヶ平哲幸君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(松ヶ平哲幸君) ここで、副委員長と交代いたします。

○副委員長(粥川 章君) それでは、昨日に引き続き、一般会計について質疑を行います。

第5款労働費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第6款農林水産業費の質疑を行います。御発言ございませんか。

喜多武彦委員。

○委員(喜多武彦君) おはようございます。

農林水産業費、事業名グリーンパートナー推進事業について幾つかお聞きしたいというふうに思います。趣旨につきましては、要旨は過去の参加状況、あるいは今年度の見込み、近隣の連携について、幾つかお聞きしたいと思います。まずは、過去の参加状況について、この数年の実績をお知らせください。

○副委員長(粥川 章君) 市橋農業振興課主幹。

○農業振興課主幹(市橋信明君) お答えいたします。

過去3年間の実績であります。平成27年度、男性9名、女性11名、計20名。28年度、男性14名、女性14名、計28名。29年度は剣淵町、和寒町との1市2町の広域で開催をいたしまして、男性は16名、うち1名が剣淵町、女性が15名、計31名が参加しております。

以上です。

○副委員長(粥川 章君) 喜多委員。

○委員(喜多武彦君) 参加人数は今お聞きしましたけれども、実績については、その中での実績はいかがでしょうか。

○副委員長(粥川 章君) 市橋主幹。

○農業振興課主幹(市橋信明君) お答えいたします。

29年度におきましては、参加された方で30歳以上30歳未満でそれぞれ1組ずつマッチングがございました。それで、現在も継続されているということでお伺いしております。

以上です。

○副委員長(粥川 章君) 喜多委員。

○委員(喜多武彦君) それでは、今年度といいますか30年度の参加者数の見込みについてお知らせいただきたいと思います。

○副委員長(粥川 章君) 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

30年度の参加者につきましては、現在、農業委員会を通じまして独身農業者の意向調査を実施しております。近年15名前後で推移していますことから、30年度におきましても同様の人数を見込んでおります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 先ほど他市町村の話も出ていたんですけれども、若干もう一度、近隣とのこの後の連携についてどういうふうを考えているのかお聞かせください。

○副委員長（粥川 章君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

29年度、広域開催後に参加者にアンケートをとりまして、「とてもよかった」、「よかった」との回答が大半を占めたところであります。それを踏まえまして、1市2町並びにJA北ひびきの担当者と会議を開催いたしまして、30年度につきましても広域開催をしていくことで確認をしているところであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 基本的には都市部の女性を対象にしてということになっているかと思うんですけれども、これを何とか近隣在住の女性の参加も対象にできないのか、あるいはそういう方向性は考えてないのか、ちょっとお聞かせください。

○副委員長（粥川 章君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

本事業は、都市の独身女性との交流の場として札幌から士別までの交通手段を確保するなど、札幌近郊からの参加者が最も多い状況にあります。ただ、参加資格につきましては居住地域を特に定めていないこともありまして、27年度に1名、28年度に3名、29年度に3名、市内の居住者も参加しております。30年度につきましては近隣女性も多く参加していただけるよう、周知方法等について2町と協議を進めたいと考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

あと、そのグリーンパートナーということなんですけれども、商工業関係者の後継者についても、これは参加の対象の検討も必要ではないかというふうに考えるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

グリーンパートナー推進事業につきましては、農業後継者の配偶者対策といたしまして、J

A北ひびき、普及センター、農業委員会、市で構成いたします担い手支援協議会が補助を受け、実施主体として実施する事業となっております。商工業後継者の参加につきましては、30年度に参加される農業後継者の皆様、そして担い手支援協議会の構成団体並びに2町と意見交換をする中で検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、農業振興費の中のグローバルGAP推進事業について伺います。

きのうでしたか、新聞等に、道によるグローバルGAP推進セミナーが開催され、その中で北ひびきのグローバルGAPの先進的な取り組みが紹介されておりました。その中で本市も、この新規の事業でありますグローバルGAPの推進事業のまず目的と事業内容について説明を伺いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 林農業振興課参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

事業の目的は、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ2年間の中で、士別市農産物のPRとグローバルGAPの推進をモデル的に実施し、グローバルGAPや一般のGAPの普及を推進することが目的です。主な事業内容については、グローバルGAPの実施体制の強化に必要な内部監査員の育成、新たに参加しやすいよう認証更新費用を助成する等の内容でございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今のように事業の説明がありましたけれども、その中でも、やはり士別の農産物を今後、2020年度の東京オリンピック・パラリンピックへの農産物提供を目指すというふうにありますけれども、士別農産物の提供できる目標品目、数量品目などあればお知らせください。

○副委員長（粥川 章君） 林参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックへの提供を想定している品目については、現在、北ひびきで認証を受けておりますバレイショ、タマネギ、カボチャ、ブロッコリー、アスパラが基本と考えております。数量につきましては、生産しているJA北ひびきと今後協議していく考えであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ協議してたくさんの量を出せるように、また、たくさんの生産者を増やすように頑張っていたいただきたいと思います。

次なんですけれども、このオリンピックへの農産物の提供ですが、やはり士別はホストタウンで来られる選手の方もおられるわけなんですけれども、合宿の里士別に来られる選手へのグローバルGAPの農産物の提供についての考えについて伺いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 林参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

合宿の里士別に来られる選手へのグローバルGAP農産物の提供については、現在、ホストタウンの取り組みの中で安全・安心な食事の提供を合宿環境のPRとして試験的に実施しております。今後、引き続き合宿者に食事を提供するホテル等においてグローバルGAP農産物を初めとする本市の安全・安心な農産物が提供できるよう推進していく考えであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 最後に、ちょっと心配なんですけれども、この事業期間が30年から31年とあります。東京オリンピックが終わればこの事業も終わりのほうに思えますけれども、この事業期間の考え方と、今後、農業者の経営改善の考え方をどのように図るのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 林参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

事業期間の考えは、オリンピック・パラリンピックの開催日に合わせたグローバルGAPや一般のGAPの普及推進の考えで2年実施し、検証する考えであります。GAPは、作業手順や使用資材などを明確にした計画的な作業実施と記録管理を基本に1年ごとに検証し、無駄の削減や作業の改善をする取り組みでコスト縮減や生産技術の向上、有利販売にもつながりますことから、取り組み拡大により農業経営の改善等を推進する考えであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、林業振興費の中の有害鳥獣防止対策事業であります。有害鳥獣対策事業のこの取り組みについて、昨年度の鳥獣被害状況、または捕獲頭数の推移についてと有害鳥獣の現状をどのように考えているのか、お考えを伺いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 久光農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

農業が基幹産業である本市にとりまして、有害鳥獣による農作物の被害防止については大変重要であるというふうに認識をしております。そのような中で、平成28年度におけるエゾシカやヒグマなどの主な有害鳥獣による農作物被害についてでございますが、280.9ヘクタールの面積に対しまして約7,500万円に上る被害が発生しているところでございます。

また、有害鳥獣の現状と捕獲頭数ということでございますが、エゾシカにつきましては、27

年度で年間893頭、28年度で1,011頭、本年度では1,130頭程度の捕獲頭数を見込んでいるところでございまして、微増で推移しているところでございます。

また、ヒグマにつきましては、平成27年度で10頭、28年度で5頭捕獲しておりまして、本年度につきましては目撃情報が大きく増加しており、農業被害を初め住民の安全・安心な生活に大きな懸念を与える状況にありまして、36頭を現時点で捕獲しております。

また、アライグマにつきましては、平成27年度で13頭、28年度で14頭を捕獲しておりましたが、本年度につきましては現時点で58頭を捕獲しておりまして、捕獲頭数及び捕獲エリアが拡大しているというような状況にございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に拡大ということで、この事業もヒグマ、アライグマということで対策を拡大しておりますけれども、この取り組みについて少し説明を求めたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

ヒグマにつきましては、先ほどお話いたしましたように、民家付近での目撃等の増加、近隣自治体等の対応、これらを踏まえまして捕獲した際の奨励金の額を1頭当たり3万円から5万円に増額するとともに、箱わなの管理業務委託費につきましては、箱わなの増加を踏まえ1日当たりの額を前年度と比較しまして500円増の4,500円ということで予算に計上しているところでございます。また、本年度、北ひびき農協からヒグマ用の箱わなの寄贈していただいたところでありまして、これらをあわせて有効に活用した中で捕獲活動を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

また、アライグマにつきましては、捕獲頭数及び捕獲エリアが拡大している状況にありますので、毎年、箱わなのほうを増大しているところではありますが、来年度においても箱わなを10台増加させるとともに、処分業務の委託ですとか農業者の御協力もいただく中でより効果的な捕獲を進めたい考えでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） それでは、本当に狩猟者にとっていただけるのが一番安心なんですけれども、この狩猟者の担い手確保・育成についての考えをちょっと伺いたいと思いますけれども、本当に狩猟者が高齢化、また担い手不足というふうに伺っておりますけれども、今、狩猟者の現状なんですけれども、この5年間の狩猟者人数も含めた推移をちょっと伺いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲に従事する人数でございまして、捕獲方法によって違いはありますが、銃器によるエゾシカの捕獲従事者でいきますと、平成25年度が32名、26年度が33名、27年度が

33名、28年度が28名、29年度が30名となっております、ほぼ横ばいとなっております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 狩猟者は人数的には横ばいの中で推移しているということで、この担い手を推進しているということで免許の助成とかを行っているんですけども、そういうことがこういう形にあらわれていると思います。まだまだ今後とも狩猟者の人数を増やした中で、今度、若手の育成を進めていただきたいと思います。

次に、鳥獣の頭数が増える中でありますが、農産物の被害も増え、鳥獣被害防止対策を、危機感を持って進めていただきたいと思います。エゾシカの駆除頭数の考え方についてであります。禁猟期間・可猟期間ということで捕獲頭数が決められているというふうに聞いています。3月に入り堅雪に入り、今がちょうど狩猟しやすくなる時期ですけども、これ以上に頭数を捕獲できないのかと声がちょっと聞こえてきますけれども、今の現状の限度数量というのはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

また、保管庫につきまして利用時間が延長の、今1日1時間というふうに聞いておりますけれども、保管庫の利用の時間もちょっとどういう考えかお聞きしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

エゾシカの捕獲につきましては、先ほど委員からもお話ありましたように、禁猟期と可猟期ということで大きく2つの期間に分かれているというのが一つでございます。本市では、狩猟できない期間である禁猟期、こちらにつきましては直接の農作物被害が発生します春から秋の時期でございます。このようなことから、農作物被害の軽減のために北海道から捕獲許可を得るとともに、猟友会士別支部にエゾシカ駆除の業務を委託しております。また、一時保管施設の運営及びエゾシカの運搬・処理のほうにつきましても、市のほうで負担しているというような現状でございます。

一方で、可猟期でございます。可猟期につきましては冬期間ということになりますが、こちらにつきましては狩猟者が自由に狩猟することができる期間というふうにはなりますけれども、一方で農作物被害の軽減のためのエゾシカの有害捕獲としても道から禁猟期と同じように捕獲許可も得ているということでございます。この有害捕獲を推進するために、本市において一時保管施設の電気代等の維持費を負担するとともに、国による助成金ですとか、あと北ひびき農協、中山間事業による負担金等を活用した中で可猟期については運営しているということでございます。今年度につきましては、この可猟期につきましては、ほぼ3月末まで捕獲を推進する中で、約600頭程度の捕獲ができるようなことで今進んでいる状況でございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 鶴岡林務課長。

○林務課長（鶴岡明浩君） 私から、保管施設の利用時間の考えについてお答えいたします。

平成29年4月より運営している士別市有害鳥獣等一時保管施設の運営につきましては、委託運営費の節減を念頭に、最も効率的な利用日及び利用時間について市内の有害鳥獣駆除を依頼している北海道猟友会士別支部と協議し決定したところです。利用時間につきましては、早朝が最も捕獲頭数が多いことから午前9時30分から10時30分の1時間としたところですが、受け入れ開始後30分以内の利用が大部分を占めております。現在まで利用時間について数件の問い合わせがありましたが、利用時間の延長は委託運営費の増加と、それに伴い利用者が負担していただく使用料の増加にもつながることから御理解をいただいているところであり、現時点において利用時間の延長は考えておりませんが、今後、捕獲状況の変化など利用日時など変更の必要性が生じた場合には、猟友会など関係機関と協議してまいります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、保管庫の利用時間について御説明ありましたが、それについてちょっと追加でお願いしたいんですけども、やはり今、士別の場合は1時間とのことなんですけれども、その中で主に30分の利用が固まるということで、皆さんその時間を守られて本当に狩猟のことでいろいろ御苦労なさっていると思うんですけども、やはり他市町村を見ると例えば名寄の場合は実際に、そこは冷蔵庫ではないかもしれませんが、午前中3時間とか午後から3時間とかそういう形で、サラリーマンもいたり農業者もいたり、本当に幅広いそういう狩猟者なんですけれども、やはり皆さんが今後とれる状態をつくっていかないとまだまだ狩猟者が減ったり、本当に偏った、定年になった方がそこに狩猟ばかりになったり、そういう方も狩猟できるような体制をとらないとだめだと思います。その部分を今後協議会でも話し合っただけであれば幸いですけれども、ちょっとその考え、お伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 鶴岡林務課長。

○林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

ただいま委員に言われましたとおり、問い合わせの中にはどうしてもその時間には運び込めないで時間についていろいろ変更していただいたり、延長していただいたりというようなお話を伺っているところです。先ほど私のほうで述べましたとおり、時間を延長した場合に全体の運営経費の関係からどうしても経費が多くなってしまいうところでもあります。そこで、考え方としまして、まず関係機関、主に猟友会の方になりますが、猟友会または有害鳥獣対策協議会など関係機関ともそれについて打ち合わせしまして、必要性が高いのであればその部分については見直してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ協議していただきたいんですけども。

次に、もう一つなんですけれども、クマは北ひびきさんが箱わなを提供くださって、今後、

頭数削減に向けて取り組むんですけれども、アライグマのことなんですけれども、依然として倍々以上に本当に増えているんですよ。その中で昨年で、50頭以上の捕獲がなされたということなんですけれども、やはりこの対策も今以上に進めないと本当にシカ以上の被害が出てくると思うんですよ。そういったちょっと考えを伺いたいのと、やはりそれに対しても今、シカとかクマに対しても助成を出しております。やはり回収も含めた考え方と、その助成、アライグマ、1,000円でも2,000円でもそういう形の助成や何かを考えていかないと、本当に皆さんに協力していただいとるようにしないとまだまだ被害が増えると思うんですけれども。もう少し駆け足でこの対策を進めていただきたいんですけれども、その考えをちょっと伺いたいです。

○副委員長（粥川 章君） 藪中経済部次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） お答えいたします。

お話のとおり、アライグマの捕獲・発生状況は、近年、右肩上がりでは伸びている状況であります。これは、士別市に限らず上川管内、それからそれ以上の北の地域でも年々増加傾向にあります。

お話のとおり、私どもは大変、被害状況を含めて危惧しているところでありまして、現状で申しますとアライグマに関しては朝日地区とそれ以外の士別地区ということで、朝日地区に関しては総合支所で、士別地区では市役所の農業振興課で対応しております。農家の方からアライグマが出たということ連絡を受けますと職員がおりを運んで、とれたとよという連絡の後またそれを回収に行って処分をするといったことで、直営で行っております。ことし58頭ということでかなりの時間をこのアライグマに割いているということもありまして、次年度に向けては予算計上もさせていただいておりますが、これを農家の皆さんの御協力を得ながら、協議はこれからなんですが、猟友会の皆さんとも協議しながら1頭でも多く捕獲できるようにということで考えてございますので、来年に向けてさらに努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

大西陽委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど村上委員のほうから有害鳥獣被害防止対策事業について幅広く質問されましたので、私のほうは重複しないようにエゾシカの駆除業務と、それから第3次の士別市鳥獣被害防止計画との関連について若干お伺いしたいと思います。

本市では、過去の捕獲実績などを参考に28年度から3カ年計画で士別市鳥獣被害防止計画を策定して、この計画に基づいて被害防止対策事業に取り組んでいるということで思っていますが、こういうことで間違いないでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

第3次士別市鳥獣被害防止対策については、委員からもお話がありましたとおり、有害鳥獣

による被害防止のために28年度から30年度までの3カ年の計画ということで策定しているところでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、30年度予算ですけれども、いわゆる禁猟期、4月から9月の期間で捕獲頭数600頭の計画ということで間違いないですか。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

間違ございません。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） そこで、いわゆる可猟期間、10月から3月については、これは財源としては北海道からの補助金、それから士別・朝日地区中山間からの負担、それから一部、JA北ひびきの助成金で対応しているということで間違いないですか。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） 委員のお話にありましたとおり、北海道、国からの補助金、さらにはJAですとか、あと中山間事業等での負担金でこの可猟期については運営しております。また、先ほど村上委員のときにも若干お話ししましたが、この可猟期のときの一時保管施設の運営であります電気代等については市のほうで負担しているというような状況でございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、可猟期間、今まで答弁ありました。この期間のいわゆる30年度の捕獲計画頭数は立てているんだと思うんですが、何頭でしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

30年度の可猟期でございますので、この可猟期の計画につきましては、例年、有害鳥獣の捕獲の協議会のほうがございまして、その協議会の中でいろいろと御議論もいただいているところでございます。また、この協議会において北海道経由の国の補助金等もいただいているところでございますので、次年度、来年度の計画につきましては、この協議会の中で今後検討することになるというふうに考えてございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、可猟期間についてはまだ頭数は、協議会と協議してこれから決めるということなんでしょうか。

それで、その本市の被害防止計画を見ると、28年から3カ年、各年700頭と計画しています。

予算措置しているのが600頭ですから、これを逆算すると可猟期間が100頭ということに単純になるんですが、そういうことになるのでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

本市の予算の600万円につきましては、禁猟期の際の市が依頼すべき委託の金額ということで600万円、600頭のほうを計上しております。一方で、今お話のありました有害鳥獣被害防止計画の頭数が700頭ということで記載しておりますが、こちらの頭数につきましては本来、禁猟期・可猟期に限らず1年間の捕獲すべき頭数ということに記載すべき頭数でございましたが、当時、計画を策定する中で北海道から補助金をもらう頭数と整合性をとらなければいけないというような取り違いをしておまして、本来、1年間の頭数を書くべきところを、可猟期にこれまで補助金を充当しておりますので、この可猟期に捕獲すべき頭数ということで取り違えて記載した状況でございます。今後につきましては、このような取り違いのないように改めるとともに、次期計画をまた策定することになりますので、そのときにはまた、年間の捕獲計画頭数というような形で実績を考慮した中で計画をまた改めて策定したいというふうに考えてございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これは28年度からの3カ年計画、各年700頭ということで、これはきょうの予算審査特別委員会で質問して初めて聞いたんですけども、これは本来であれば計画変更するなり道と協議して、これは本市の被害防止計画、根幹にかかわるものですよね。この計画の数字について取り違えたということはどういうことなのか、ちょっともう一回、確認させてください。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） 有害被害防止計画については、お話しさせていただいておりますとおり、有害鳥獣による被害防止でございますので、1年間、本市でいきますと可猟期も自由にとれる期間ではありますが、被害防止のために捕獲の許可をいただいて国からの補助金を活用して可猟期も捕獲しているという中で禁猟期・可猟期含めてトータルで捕獲を推進している状況でございます。そのような中で、本来であればこの計画の頭数については可猟期・禁猟期にかかわらず1年間の頭数を記載すべきというのが本来の姿でございました。一方で、当時、計画を策定する際に、この頭数については1年間の頭数ではなくて、現状でいきますと可猟期に国からの補助金を活用している状況でございますので、この可猟期の分の補助金を活用して捕獲する頭数を記載するというで取り違えて記載してしまったというような状況でございます。

○副委員長（粥川 章君） 藪中経済部次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） 今、説明がありましたとおり、取り違えたということでもあります。

実は、第2次被害防止計画を策定するときに、今はなくなってしまったんですが緊急捕獲等計画というのがございました。この緊急捕獲等計画というものが道の補助金をもらうための計画であります。でありますので、ここで書かれている捕獲頭数というのは道に申請する捕獲頭数、いわゆる可猟期の冬期間の捕獲頭数を記載しておりました。その後、現在ある第3次計画を策定するに当たって、この緊急捕獲等計画は兼ねることができるという通達が出まして現在は被害防止計画で兼ねているという状況で、そのときに道の補助金をもらうのが前提ということで取り違いをいたしまして可猟期の頭数を記載したところであります。

先ほど委員おっしゃいましたとおり、市が立てるこの大事な計画でございますので、この後、30年度に向けて道と協議しながら、この捕獲頭数について変更が可能であれば変更させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

それで、これ第3次の計画ですけれども、第4次の計画というのは国なり道から指示があるんでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

現時点で第4次計画の策定についての指示等は来ておりませんが、関係法律に基づく計画の策定ということになりますので、第4次もあることは間違いないのではないかとこのように想定しております。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 間違いないのではないかとこのことですから間違いないんだと思うんですが、国なり道のまだ指示が具体的にないということですから、本市としての考え方、これは捕獲の根幹となる計画ですから本市としては第4次の計画を、30年度で終わりですから、第4次の計画をつくる予定があるのかどうか。

○副委員長（粥川 章君） 藪中次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） 先ほど申し上げましたとおり、シカを含めて野生動物の被害というのは農業関係で申しましても甚大であると考えておりますので、第4次計画につきましても捕獲頭数を含めて現状を見ながら計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 計画は大事でありますから、いわゆる精度の高い計画をつくるべきだというふうに思いますけれども、この点について何か見解はありますか。

○副委員長（粥川 章君） 藪中次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） ここ数年、ずっと有害鳥獣の対策ということで毎年多くのシカ、ク

マ、アライグマというのを捕獲してございます。また、猟友会とも日ごろより駆除・捕獲については協議、打ち合わせなどを行ってございます。また、農家の方からも被害状況についても伺っているということでございますので、そういった御意見を盛り込みながら、精度の高いというか現状に見合った計画にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 第7款商工費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。

喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私からは、サハリン経済交流事業について幾つか伺いたいと思います。

事業概要に、サハリン経済交流促進協議会が主催する事業に参画し今後の経済交流を視野に入れた取り組みを推進するとありますけれども、まずサハリン経済交流促進協議会がどのような事業をして、そのものに参加をしているか、お知らせください。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（佐藤政臣君） お答えいたします。

経済交流事業の中で実施してきております事業におきましては、29年度の事業といたしましては商談会の実施といたしまして現地ユジノサハリンスクのほうからパイヤーを招きまして、招聘者のほうは3者招きまして実施をしてきております。旭川市のほうでの開催を行ってきております。そのほか、ビジネスセミナーの開催といたしましてこちらも旭川市のほうでの開催を行ってきておりますが、23企業団体の参加、29名で行ってきております。このほか、観光プロモーション事業といたしまして7月下旬から8月上旬にかけて道北地域を回りまして、それぞれの各地域でのさまざまな体験等を撮影していただき、それをユジノサハリンスク市のサハリンのほうで放送していただくという流れの事業を行ってきております。そのほか、これまで過去5年間実施してきております道北物産展も同様に開催してきているところであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 参加している事業については今わかりました。

その後に、今後の経済交流を視野に入れた取り組みをというふうになっているんですけども、その今後の経済交流の視野ということについてはこれは本市としての取り組みを考えているのでしょうか、それともその経済交流促進協議会としての経済交流の視野、どちらを的にしてこの概要に載せているんでしょう。

○副委員長（粥川 章君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

これまでの事業検証を踏まえた30年度以降の事業の実施の考え方につきましては、道北9市で構成する協議会での事業というのもありますし、そこに参加するということにつきましては

これまで同様という形をとりながら、昨年、道北物産展が現地であったときに北海道銀行士別支店の御協力を得ながら現地のユジノサハリンスクの駐在員事務所と連携したという取り組みもごございますので、そういったところも踏まえて、一部ではありますが、基本的には協議会と連動した動きの中で、その中でしっかりと士別市としての取り組み意義というものも模索しながら参画をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、わかりました。

参加団体29団体29企業という先ほどの話の中で、では士別においては道銀さんの協力を得てということになるかと思うんですけども、その経済交流という部分ではまだ見えてこないような気はするんですけども、先ほどの観光という部分をお聞きしていますけれども経済交流というところに特化したものは特別なというふうな捉え方でいいのでしょうか、それとも今後その可能性はあるのでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤政臣君） お答えいたします。

経済交流に特化した事業ということではありますが、これまで実施してきております物産展とはまた別に今後30年度の事業計画の中には観光モデルツアー事業といったものも計画を予定しております。そちらにおきましては協議会の中での事業計画の中のものになりますが、サハリン州のほうから一般の旅行客を道内に招きまして、道旧所をめぐる観光ツアーといったものも事業実施を計画しているところでありますので、そちらのほうにも参画していく予定ではあります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、わかりました。

この経済交流促進協議会自体の中身、あるいは、ずっと説明をいただいているんですけども、どちらかというとう士別市との対等の関係ではないような関係にうかがい知るところなんですよね。それは道北の関係があつてそこに参加しているだけかもしれないんですけども、この先もこういう状況で続くのであれば、早々にどこかでめどをつけてこの交流会自体を退会してもいいのかなと、それよりも市と単独でのやりとりをしたほうが成果として上がるような気もするんですけども、今後の動きとしてはどうなんでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えをいたします。

まず、物産展につきまして、これまで25年から5年間実施をしてきておりますけれども、最初の1年目は道北6市ということでスタートしまして、26年度からは道北9市ということでこれまで5回開催をしてきていますけれども、その中でも本市からの物産展への出品については

この5年間で全部で14品の出品をしてきております。そういったところから、道北地域として9市で取り組んできた成果といたしましては、道北9市全体で出品してきた商品のうち、ウルチ米、カボチャ、タマネギがその後も引き続き輸出の成約を得ているところであります。本市の商品といたしましては、レトルトコーンとタマネギがその後の輸出の成約というふうになっていて、今後については、商品の拡大を期待しているところであります。

喜多委員のほうからお話のありました一定程度のところでは抜けるかどうかというふうなところにつきましては、当然さきの議会の中でも今後の検証をしっかりと行いというふうなところで御答弁をさせていただいたところではあります。そういうところから、私たちとしましては、まずは平成30年度のところをどういうふうと考えていくのか、29年度までの検証をどうしていくのかというところからいくと、先ほどお話しさせていただきました29年度までの取り組みの中で一定の成果はありましたというふうに物産展のほうは考えております。そこから30年度につきましては新たな展開を迎えていくために、これは協議会の中で確定している、決定をしてきている方針ではあります。一時のイベント的な物産展からさらに一歩進んだ継続的な商品供給が行える形をつくっていかうというところで、30年はユジノサハリンスク市内のスーパーなどに道北物産コーナーを一定期間設置ができるように設けていきたいというふうに考えておりますし、ユジノのほうからのニーズとしてありますウルチ米、調味料、野菜ジュースなどというのがこれまでもバイヤーのほうから出されてきた一定のニーズではあるんですけども、そういった商品を配架するということとあわせて、道北9市それぞれが思っているものをチャレンジショップ的に設置もできるというふうな仕組みもつくっていきながらこの道北9市が丸となった経済交流の協議会として進めていきたいというふうにも思っておりますし、先ほど28年度から進めています旅行関係者の招聘事業ですとか現地のバイヤーを迎えての招聘事業、そういったところについてもあわせて引き続き行っていくところであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、わかりました。

では、経済交流促進協議会があくまでも主催する事業に対しては参加をしながら、あるいはそこを活用しながら、その中でも選択をしながら参加していくという考え方で間違いないですか。

○副委員長（粥川 章君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、協議会の中で積極的に私たちのほうとしても意見反映を求めながら9市との協議会での動きとしていきたいと。あわせまして、先ほど若干触れさせていただきましたけれども、昨年、道銀の士別支店の協力を得て現地の駐在所のほうとのつながりを持たせていただきました。引き続きそういったところとの関係は持たせていただきながら、ただ、そこを士別単独の動きとしてだけしようとするのではなく、そういったところの情報も

しっかり協議会のほうにも反映しながら全体でできることについては全体で、そこは士別だけでの動きとなるものについては士別だけということもあるかもしれませんが、そういったところも含めてやっていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから、住宅改修促進事業についてお聞きいたします。

まず初めに、この事業については地元にも多大な経済効果を担っているという事業であるということ認識したことを前提として質問していきますので、よろしくお願いたします。

昨年の第4回定例会でも、私、この件についてまず事業年度の継続はいかにかということでお聞きしました。29年度までの事業で、また30年度から33年までの4年間、これは延長するということでありました。そこで、今まで100万円以上の工事改修についてというところが、今回から50万以上の改修に助成が拡大になった、この理由、経緯等まず確認したいと思しますので、御説明をお願いいたします。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤政臣君） お答えいたします。

50万円以上の改修事業の拡大ということになった理由、経緯等につきましてですが、一つには平成28年度に利用者がまず100件を割り89件となったということと、29年度の実績の見込みにおきましても83件というところでありまして、利用者が減少の傾向にあるというところがまず一つです。一方で、これまでも市民からこの事業の利用ということの相談において、改修がどうしても必要なんですが100万円以上の工事のところまでは実施ができないということの声などもありました。これまでこういった声などもあったんですが、9年間で実施してきた改修の中では当初100万円を超える大きな改修件数というものは、これまでの中である程度、市民の方からは御利用がされているというものであるとも考えております。これまでのそういったことを踏まえまして、今回、助成要件に50万円以上100万円以下で10万円の助成をするという基準を新たに加えることで、これまで利用したくても利用できなかったという方のニーズに対応していくというところが考えにあるということになります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そういったところで拡大することによってより多く使ってもらう、この事業を取り入れていくということだろうかと思うんですけども。

そこで、これも去年のこの件についての答弁になるんですけども、要するに同一住宅1人に限り1回という原則の中は当面この4年間はその原則を続けていかれるということだったかと思うんですね。今回、50万円以上に下がって助成率が10万円ということで、これはお話の中で当然20万円の枠の中で2回使えないからとかそういった検討やら話もきっと聞こえるんじ

やないかなと思うんですけども、その辺のところはどういうふうに考えられているか御説明
いただきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤政臣君） お答えいたします。

今お話のありました1人1回限りといったところの原則の考え方におかれましては、現行制
度というところであります、同一住宅及び同一人1回限りの助成とするところの考えについて
の変更はないものとしております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それで、これ、より使いやすくなったということで当然使われる件数がき
っと増えるんじゃないかなというふうに想像するところです。3,000万円の事業ですから全部
それに該当するんであれば300件がおのずと出てくるということにはなるかと思うんですけれ
ども、そこで、これ21年度から事業が始まったかと思うんですけれども、この事業が始まって
からの総利用実績、参考までに教えていただきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤政臣君） お答えいたします。

事業が始まってからの実績ということではありますが、まず件数におかれましては、21年度か
ら始まりまして29年度までの合計件数は全体で1,182件という形になっております。こちら、
このほか旧朝日町での実績件数も含めると合計実績は1,414件という形になります。そのほか、
総事業費におかれましては、29年度の2月末現在までの実績といたしまして27億111万2,000円
という金額になります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それで、これ先ほどもちょっと触れましたけれども、総事業費3,000万円
で今までは20万円の助成ということで年間ピークで150件ぐらい想像できるだろうなど、それ
が9年間ですから、今おっしゃられた1182件ですか、朝日も含めて1,400件余りということの
数字、その辺になるのではないかなというふうに想像していました。

そこで、これは実態的に改修すべき戸建て住宅というのが、一体士別にどれぐらいあるのか
ということを探ってみたいなというところでちょっと自分なりに考えてみたんですけども、
これ、以前に士別市公営住宅等長寿命化計画の質問の中で、一度、士別市の総住宅戸数を出さ
べきだということで提案をしたところ、なかなか厳しいという答弁だったんですけども、こ
れは最終的にそれを探ることによって、そのときも触れましたけれども、空き家対策ですとか
市営住宅の管理戸数、全て、今回の問題もそうですけれども、士別の貴重な統計資料になるん
じゃないかという想像をするところからお話し申し上げたんですけども、なかなかそうはい
かないということで。それで、今言いました士別市公営住宅等長寿命化計画というこの計画が

あるんですけれども、これでちょっと自分なりに探ってみましたら、これ平成27年9月末で住民基本台帳、要するに士別市の世帯9,700世帯、住民基本台帳の世帯ですから9,700世帯でおさえております。それもあつたけれども、一方で8,650世帯、2万人弱の人口で8,650世帯だろうというふうに想像してこの資料をつくっています。

そこで、その8,650世帯がどういふ住まい方をしているかという住まい方調査というのもこれに載っているんですけれども、これは平成22年度までの数字になるんですけれども、住まい方というのは自分が持ち家に住んでいるのか公営住宅に住んでいるのか借家に住んでいるのか、その他どういふな住まいをしているのかということで、この改修事業に該当するべきものはほぼ持ち家で住まわれている方、その戸数をちょっと探ってみましたら、その8,650世帯の持ち家率というのはここ20年ぐらい平均して67%の数字で、8,650世帯から67%を掛けましたら約5,800戸、これが多くて自分の持ち家だというふうに想像すると、多くてですね、2世帯住宅、3世帯住宅もあるでしょうから、多くてそれがピークだろうと。どうでしょうか、自分の家の向こう三軒両隣というか町内を見渡して、その中で自分の家を改修される方というのは恐らく5割もおられない、多く見て4割ぐらいは取り壊すまでに改修するだろうというふうに想像します。そこで、その5,800世帯に40%を掛けると約2,300戸と、対象世帯がそれぐらいになるのではないかなというふうに想像はします。

そこで、先ほど聞きました今までの約9年間の利用実績1,182件、朝日も含めて1,400ぐらいということで、先ほど言いました2,300戸の中には、もちろんこの制度が始まる前に既に改修している家ですとか、あと新築で該当にならない、もう新築、戸建てを建てられてこの制度には該当にならないという、またそのほか空き家もあるでしょうから、それも全部削っていくとどんどんこの相対的なパイがなくなってくるのではないかなというふうに想像するところであります。そういったところから考えてみて、この制度の直近の実績を見てみると、先ほどもお話ありましたけれども、平成27年度で118件、平成28年度で89件、平成29年度で、これ11月末の数字ですが83件、ピークで150件ほど盛れるものが、なかなかそれにはまらなくなってきた、それに伴って当然50万円以上の改修にも対応するというにしたいんではないかと、そういうどんどん削ると、もうパイもどんどんなくなっているんじゃないかなというふうに想像がつきます。これは、去年の答弁の中で中小企業振興条例の全般については利用実績や実態把握などをして制度の検証を十分していくんだということで御説明ありましたけれども、そういった形でこの制度としてはすばらしいものなんですけれども、よりこれから弾力をつけていかなきゃならないということで、物理的に利用減も考えられるんじゃないかなということで、この辺はちょっとお話をしてみた次第なんですけれども、この、いろいろもろもろ長くしゃべったことについてちょっとコメントをいただきたいなと思います。

○副委員長（粥川 章君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

今、谷委員のほうで分析をされた件数、そういったところでいきますと、これまでの制度開

始以来、利用された件数が1,400件ぐらいですから、若干その最終的な差引き、利用者が4割というふうな想定をすれば残り900件というところではあります。ただ、一つは、そんなに数的には多くはないと思いますが、この制度につきましては自分の持ち家ではなくても御自身が住居として住まわれるところについては、大家さん、持ち主の方の承諾が必要にはなりますが、改修申請をすることが可能だということをつけ加えさせていただきながら、今回そういったところで残り潜在的にいらっしゃる、これから利用される方の件数自体がこれからどれぐらいというふうなところではあります。そこについては同様な形で私たちもしっかりこの後検証していかなければいけないというふうには考えております。

ただ、一つあります、確かにこの2年間、29年度の実績見込みを見ても当初予定をしております150件の件数を割り込んできている、29年度についてもその件数が下がってきているというところの中で考えたときに、先ほども答弁させていただきました、これまでもこの助成制度、当初からやっぱりどうしてもこの制度を活用しながら自分の家を改修しなければいけない状況にはある。ただ、どうしても自分としてはさらにバージョンアップした形の中の100万円を超える工事はできない、何とかその100万円はどうしてもいかないけれども活用することができないのかというふうな声がずっとあったのは確かです。そういったところに一定程度150件という予算を見ても、そういったある程度100万円を超えるニーズが少し少なくなってきたという状況から、やっぱりこれまでも声としてあった50万円以上に何とかスポットを当ててというところでありました。ただ、その件数が今後4年間の中でどこまでいくのかというところは、30年度については100万円以上で100件、50万円以上で100件ということで、200件の予算をしております。今後についてはそういったところの推移も見ながら、ただ、商工業振興審議会の委員さんの中からも、お客様の声、市民の声というところと事業所の声というところをあわせて、これまでもお話のあった、一つの建物を誰かが一旦この助成金を使って直したとしても新たな人が入ったときにその人が使ってなければ使える制度にしていくべきではないのかというふうな声なんかもいただいているのも事実です。そういったことも含めて、今後の商工業振興審議会の中でしっかり議論していきながら今後に向かっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

第8款土木費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。

井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、都市計画総務費の中の立地適正化計画策定事業に関して質問をさせていただきます。

この事業の概要といたしましては、持続可能な都市機能を維持するため、公共交通などを含めた都市全体の構造を見直しコンパクトなまちづくりを推進することを目的とした立地適正化

計画を策定するとなっております。本計画、国が推進している部分もあるんですが、この計画をつくる目的と、この計画の趣旨、中身というか、概略をまず御説明いただきたいと思えます。

○副委員長（粥川 章君） 田中土木管理課主査。

○土木管理課主査（田中一幸君） お答えいたします。

本計画は、平成26年8月、都市再生特別措置法が一部改正され策定が位置づけられました。その背景には、近年の地方都市において人口減少や少子高齢化が加速する中、一定の人口密度を保ち持続可能なまちづくりを進めることが重要な課題となっており、コンパクトシティプラスネットワークを基本として都市機能を見直し集約するとともに、市街地と周辺地域を公共交通で結ぶなど利便性を向上されることが必要であると国が示しているところであります。本市におきましても、人口減少や少子高齢化が深刻であるため計画に着手することとなりました。

本計画は、将来20年後を見据えた市街地規模的確な将来予測を行い、人口規模に見合った利便性の高い持続可能なまちづくりを形成するため、医療・福祉・商業など都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図れるよう都市機能誘導区域を設定し、その生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるよう都市機能誘導区域の周辺に居住を誘導する居住誘導区域を設定いたします。この区域につきましては、建設を規制するものではなく、居住や都市機能を長期的・計画的な時間軸の中で集積するために示す区域となりますが、計画策定後の行政が管理する施設については計画を遵守し、この区域への建設に努めてまいります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これ予算を見ますと事業費が1,855万円と非常に計画策定事業としては結構な金額、予算と感じますが、その予算の大まかな内訳と、財源も含めてお知らせいただきたいと思えます。

○副委員長（粥川 章君） 田中主査。

○土木管理課主査（田中一幸君） お答えいたします。

立地適正化計画予算内訳についてですが、全体事業費1,855万円のうち立地適正化計画策定に1,230万円、まちづくり基本構想策定に525万円、事務負担費100万円となっております。続いて、財源についてですが、国庫補助金378万円、地域振興基金繰入金1,377万円、一般財源100万円となっております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、御説明いただいたまちづくり基本構想という計画に525万円ということですが、これは、具体的にはもうちょっと中身を詳しく御説明いただければありがたいんですが。

○副委員長（粥川 章君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、今答弁いたしましたとおり、立地適正化計画の計画策定2年目ということで取り組んでいるところであります。また、昨日の御質問にありました公共交通網の計画についても今後取り組みをしていくと、この立地適正化計画と公共交通網の計画については非常に関連性が深いものであるという、きのうも答弁をしたところでありますけれども、本市、このほかに現在、JRの駅舎の改修、それから駅前広場の構想、どのように進めようかということが一つ、プロジェクトをつくりながら検討しているところであります。もう一つには、まち中の交流施設の構想がございます。こうした中であって、立地適正化計画が目指すこのまち中の一定の区域を設定して、医療、福祉、商業施設、これを持ってきて公共施設の中で交通手段としてそれを利用する中で市民の利便性を図っていくといったことと、それからまち中の交流施設については、もちろんこれは構想としては市民の利便性を確保する中であってどのような機能が必要なのか、そしてまた剣淵に道の駅があつて名寄風連に道の駅があつて、その中間の士別市の中のまち中の交流施設としてどのような機能が必要なのか、その機能については当然、市民が求める利便性の部分、市民への情報発信、それともう一つの顔としては、高規格道路がつながったときにやはり士別を通り過ぎてしまうのではなくて士別剣淵インターで一回足をとめてほしい、その中で魅力的な交流施設とするためには、やはり専門の見地からどのような施設を目指していくべきかと、こういったものをこの4つの立地適正化計画、それから公共交通網をあわせて、そして士別のJRの玄関口である士別駅の改修、駅前広場、そして公共交通の結節点をどのように持っていくべきかといったことと、このまち中の交流施設、この4つを包含的にまちづくりの構想として計画の策定を予定しているところであります。それで、現在の予定では、30年度に基本構想まで、そして31年度に基本計画を策定してまいりたいということの計画がまちづくり関連の基本構想の策定費を予定している金額であります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。

それで、この立地適正化計画のほうの話題に戻しますが、現在、都市計画マスタープラン、当時というかあります、これもできて、うちの場合は途中で改正もしていますけれども、土地利用ですとか道路、交通、公園等々の長期的なまちづくりプランとしてこの都市計画マスタープランがあるわけですが、この都市計画マスタープランと、この立地適正化計画との関係性はどのようになるのか御説明いただきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 土田土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

士別市都市計画マスタープランは、委員お話しのとおり、都市計画法に基づく土地利用、街路、交通系統、公園緑地、下水道、都市防災、都市景観などのまちづくりの基本的な方針を示

す計画となりますが、そのうちの土地利用に関して具体的に示した計画が立地適正化計画になります。

以上でございます。

○副委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 都市計画マスタープランは広い範囲が入っていますんで、その部分の土地利用の部分をさらに立地適正化計画って新たな計画で絞り込んだ中でつくっていくということでもよろしいんですか。

それで、そうするとこの都市計画マスタープランですけども、これ平成14年3月に策定をしております、平成21年から改訂版が13年間という計画期間で策定をされております。13年間といいますと33年までということになっているかと思うんですが、これはこの立地適正化計画をつくってその後に改正をされるのか、もしくは時期を多少ずらして並行的に今後改定するのか、もしくは改定というよりも次期マスタープランとして新たに策定をされるのか含めてお考え方をお示しいただきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

士別市都市計画マスタープランの見直しの時期についてですが、今年度策定する上位計画であります、次期総合計画及び立地適正化計画の整合を図るため平成30年度にあわせて見直しを行います。委員のお話の次期都市計画マスタープランとするか見直しにするかというような御質問ですが、本計画自体は現状の都市計画、将来を見据えた計画ということもございますので、大半を基礎としております。そういった部分は、新たに部分的な整合性を図るに当たって見直しを行っていくという考えでございます。

以上でございます。

○副委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。立地適正化計画は、先ほど御説明がありましたとおり、都市機能誘導区域ですとか居住誘導区域等を設定しながらこれからコンパクトなまちづくりを進めるということでしょうか、これお聞きすると強制力はないと思うんですね。こっちからこっちに移って住みなさいということにはならないとは思いますが、それでも一定程度の効果がないと正直言ってつくる意味もないんで、これをつくった上で、強制力はないんでしょうけれども今後どのような効果が期待されるという部分があるのか、お答えいただきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

都市機能施設や居住の集積とともに都市機能の交通アクセスを確保することによって、高齢者や子育て世帯が安心して利用し快適に生活できるよう生活利便性の維持・向上が期待されるほか、都市機能誘導区域内におけるまちづくりに関する事業を展開する自治体及び民間事業者を対象とした国からの支援策を活用することができる可能性があります。また、官・民による

まちづくり事業の取り組みによって、まち中の活性化、にぎわいの創出、市街地の空き家・空き地・空き店舗などの低未利用用地の活用・更新の促進などが期待できると考えております。

以上でございます。

○副委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、先ほどまちづくり基本構想、部長から御説明いただきましたJR駅舎の改修と駅前広場、そしてまち中の交流施設を含めた、これ個別の計画とあわせてつくられるということなんでしょうが、きのうの国忠委員の答弁と、また先ほど建設水道部長の話にあったとおり、関連するということで公共交通網形成計画とあわせてこの立地適正計画は同じコンサルタント業者と契約したいと。もうそのとおりだと思います。まさにこの立地適正化計画、この事業の趣旨に書かれている公共交通なども含めた都市全体の構想ということになっていますんで、これをばらばらの違うコンサルにかけてもそれこそばらばらになっちゃいますんで、であれば、ぜひこの中でこの立地適正化計画のもとでつくられる、今言った個別の計画になるまちづくり基本構想もあわせて同じコンサルにやっていただいたほうが、これがまた違うコンサル会社になりますと、大もとの計画と個別の計画が全然違うコンサル会社でやるというのはいかがなのかなと思いますんで、私はぜひ、そこまでされるんでしたら同じコンサルでやられたほうがいいのかと思いますので、その辺のお考え方をお聞かせいただきたいと思いません。

○副委員長（粥川 章君） 工藤建設水道部技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） 今、井上委員から御提言がございました委託先のコンサルのことでありますが、やはりこれまで説明をさせていただきました計画、また事業につきましては非常に密接な関連がございます。その辺も私どもも認識をしながら進めてまいりたいと思っております。庁内の中でも、計画策定に関連する部局、それと事業を推進する関連部局、この担当職員の合同の打ち合わせを昨年末から既に始めておりまして、各個別の計画の考え方、それとこの事業計画を統合して総合的なまちづくりを行う考え方というのを、共通認識をしましょうということで打ち合わせを重ねてきているところでございます。そういったことから、各計画については、まちづくり関連の基本構想についても立地適正化計画と同じ受託者に委託するのが適切であろうと考えております。また、その中に駅舎、駅前の事業についても、それとまち中交流施設の事業についても盛り込みながら、一体的・総合的な委託をしたいと考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ここで、説明員の入れかえのため暫時休憩いたします。

（午前11時26分休憩）

（午前11時29分再開）

○副委員長（粥川 章君） 委員会を再開いたします。

第9款消防費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第10款教育費の質疑を行います。

御発言ございませんか。

喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、事業名合宿の里士別ステップアップ・プラン事業について幾つか伺いたいと思います。

事業の概要として、スポーツ合宿の受け入れ環境の整備と受け入れ態勢の拡充を図るとあります。その中に4点ほど掲げられている部分ですが、サハリンウエイトリフティングとの交流というのがあるんですけども、まず確認なんですけれども、先ほどサハリン経済交流事業についての質問をさせていただきましたが、この経済交流の部分との整合性といいますか、そのかわりというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 濱田合宿の里推進室参事。

○合宿の里推進室参事（濱田納睦君） お答えいたします。

こちらのサハリンとのウエイトリフティング交流につきましては、サハリンとの経済交流とは直接的に今回は関係はないものでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、わかりました。

それでは、確認をさせていただきたいと思いますが、まずウエリフの関係については日本・台湾との交流が始まったばかりの中で、またあるいはアジア圏の中での交流を含めてウエイトリフティングはやるべきところだと私は考えているんですけども、ここに来てなぜ突然のようにサハリンというのが出てきたのか、その辺の経緯と経過を教えていただきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 濱田参事。

○合宿の里推進室参事（濱田納睦君） お答えいたします。

サハリンとのウエイトリフティング交流につきましては、昨年11月に道庁のスポーツ振興課から本市に個別に打診があったものでございます。道におきましては、1998年、北海道とサハリン州との友好経済協力に関する提携議定書を締結いたしまして、経済分野のみならずスポーツ分野などの友好分野においても交流を進めているところと承知しております。既に昨年の8月にはサハリン州側から道庁に対して具体的種目等を明示したスポーツ分野における交流についての提案がございまして、その種目の一つとしてウエイトリフティング競技が含まれていたことから、ウエイトリフティング競技が盛んな本市に打診があったものでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 打診があつてそれを受け入れるということで、確認でいいですよ。

では、先ほど話の中でありました、友好を深めていく中で経済交流という話もありましたけれども、後々はそっちの方向へもつなげていくという考えでよろしいのでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 濱田参事。

○合宿の里推進室参事（濱田納睦君） 本交流におきましては、まずはスポーツ分野における受け入れ交流をして、その状況を見てというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） まずは受け入れ、受け入れの予算として10万4,000円、当然これは恐らく滞在宿泊費ぐらいになるのかなとは思いますが、先々を考えたときに道の事業として打診を受けているわけですから、これは受け入れるだけじゃなくて先々行くことも考えられると思うんですが、何年をめどとしながらの打診だったかという、そういうのはあるのでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 濱田参事。

○合宿の里推進室参事（濱田納睦君） 本件の打診につきましては、特に年次等を区切った打診ではございませんでした。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 受け入れだけということなんですけれども、今後では行くという選択肢はありますか。

○副委員長（粥川 章君） 濱田参事。

○合宿の里推進室参事（濱田納睦君） お答えいたします。

実はサハリン州側といたしましては、相互交流というものを希望しているところでございまして、また本事業につきましては日露青年交流事業というものを活用して事業を実施していくというつもりでおります。この交流事業の申請上では、受け入れと派遣、双方行う場合については1会計年度に1プログラムということで既定が原則とされておりますことから、まずは30年度は受け入れ交流をさせていただきまして、その状況を踏まえてその後の派遣については検討していきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから、学校管理費、小学校整備事業、学校トイレ改修についてということでお聞きしたいと思います。

まず、資料請求として請求いたしました書類があります。小・中学校のトイレ整備状況、大変詳しい資料を提出いただきました。まず、この資料について概略を説明いただきたいと思います。

ます。

○副委員長（粥川 章君） 佐々木学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（佐々木芳子君） お手元に配付しております小学校学校トイレ整備状況の資料について、説明させていただきます。

こちらにつきましては、学校ごとにトイレの設置場所についてを記載しております。隣のトイレ種類につきましては、こちらにつきましては男女別にどちらに設置されているかを示しているものであります。トイレの種別につきましては、こちらにつきましては職員専用、児童・生徒専用ということで、どちらにトイレがついているかを示しているものであります。

なお、こちらに地域と記載がありますが、こちらにつきましては学校開放で地域の方が利用するトイレとなっております。

最後に、個室の数、こちらにつきましては便器の和式であるとか洋式である、それが何台ついているかを記載しているものであります。1ページ、2ページ目につきましては小学校、3ページ、4ページにつきましては中学校についてを記載しているものであります。

以上で説明を終わります。

○副委員長（粥川 章君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 非常に一目瞭然で、わかりやすい表だと思います。

これで、ここから読み取れるもの、まず最後の4ページの累計、全体で本市の水洗トイレの洋式化率56.5%と、30年1月現在ではそういう形になっております。これ以前、一般質問にも私したときに、この年度の前の年度ですけれども達成状況が55.8%ということで、1年間で0.7%進捗したという形だろうかと思います。おまけにこの全体の数字が全道平均、全国平均よりも上回っておられるという御説明も以前あったんですけれども、なかなかこの分母が少ない、要するに地方都市については大都市と違って分母、ロットが少ない分、達成率は当然高くなっていくというのが想像つくところでありまして、どちらにせよ全道平均よりも充実しているんだよということが読み取れるんじゃないかなというふうに思います。

そこで今度は、以前この関係について一般質問でトイレの洋式化を進めるべきだという御質問をした際に、行政側の答弁として、本市としては、いずれの学校においても今の校舎が建てられた当時と比較して児童・生徒の数が減少している実態もあることから、現状の学校規模に見合ったトイレの設置数について検討し、よりスピード感を持って洋式化を進めてまいりますという答弁でありました。それで、ある程度スピード感を持って対応できるのかなというところで考えていましたところ、今回の予算概要の表にも小・中学校の環境整備ということで7ページに土別小学校男子シャワートイレ設置ということで新たに特筆して書かれていたんでいっぱい予算がついたんだなと思って見ましたところ、今期のこれに関しての予算というのが土別小学校トイレ改修費ということで62万4,000円と、前年度はたしか温根別の教員トイレを改修されて150万円ぐらいの予算をつけておられたかと思うんですけれども、逆に今年度になって予算が減ったという状況になっております。その点について、その考え方なり、ちょっと教え

ていただきたいなと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

○学校教育課主幹（佐々木芳子君） お答えします。

29年度につきましては、温根別小学校の2台を校舎大規模改修と合わせて洋式化し改善を図っているところであります。平成30年度においては、市P連からの要望も踏まえ、洋式便器のシャワートイレ化について62万4,000円を計上したものであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それで、その予算に対して、これは学校規模に見合ったトイレ設置を考えていかれるということで、先ほど出していただきましたこの資料に基づいてちょっと考えてみたいと思うんですけども、これはまず、それぞれ予算があるんでしょからあれなんですけれども、これまず小学校でいけば、市内を代表する小学校、士小と南小がありますけれども、士小については洋式化はもう50%を満たしていないと、ところが南小に至っては全部洋式化になっていますよという形になっています。今度、中学校を見てみましたら、逆に士別中学校は洋式化が完備されていて南中学校については半分以下の数字という形になっております。それぞれ規模に見合った設置状況ということでもありますけれども、これは小学校のときは我慢したら今度、中学校のときにはいい待遇になれるというふうにとれるのか、そういうふうにつくっておられるわけではないんでしょうけれども、ここから言えることはとりあえず校舎の新しい、古いはあるにしても生徒の使い勝手にすごい差があつてはいけないなというふうに自分は思うところで前回から質問しているところでもあります。そういったところから、同じ子供でも差があるということについてどう捉えられているのか、また今後、中士別小学校、西小学校、それぞれ南小、士小に移行していくわけですから、当然より充実させなきゃならないという観点、またこの小・中学校というのは地域の避難所にも指定される場所から、体の不自由な方やお年寄りの方、これも利用されるわけですから喫緊の課題として捉えなきゃならないという形で捉えております。そういう思いをわかりやすいようにこの表にしてもらったんですけども、これに対して、年間、洋式についてのシャワートイレ化、これを進めるということもいいんでしょうけれども、今のままであればその分だけ進めるにしても10年はかかるということで、ことし小学校に入った人が完備するまでにはもう小・中学校も卒業しているというようなことも考えられますから、この点についてぜひ本当によりスピード感を持って考えていただきたい。そして、何よりもこの点については、長年学校現場を見られた前教育長の悲願でもあったはずであります。そういったことで、ぜひやっていただきたいという背景の中で、ちょっとまた長くなりましたけれども、この点についてどなたかコメントいただきたいなと思います。

○副委員長（粥川 章君） 鴻野生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えを申し上げます。

まず、一つ目のこの表に基づく整備の状況でございます。

今、委員おっしゃられましたように、南小学校につきましては、校舎そのものはかなり古いものでありますけれども洋式化には全てなっていると。この背景には、御案内のように、大規模な改修、特に耐震改修ということで、このときには建物全体を見据えたということで改修を図ってきた、その中でトイレについても一定程度、建物そのものを、全体を耐震化したということもございましたので、その建物に見合ったトイレということで全体を改修してきたという状況でございます。

また、例えば土別中学校でございますが、これもまた御案内のように、建築年度によりまして、その時代背景と申しましょうかそういったことで全て洋式化ということで、そういった経過であるというふうなことでございます。

そこで、今後を見据えた中で、例えば統廃合、あるいは避難所ということでございます。私どももなかなかトイレの絶対数というものが果たしてどうなのかというところはあるんですが、現状の中で申しますと、昨年も答弁申し上げましたように、現状の人数に見合ったものということで考えていくということでございます。それぞれの建物、建築当時の児童数、生徒数、あるいは職員数、これも現在変わってございますし、この先も増えるという要素はなかなか見当たらないのかなど、そんなことも前提としながら考えていきたいということで思っております。

また、洋式化あるいはシャワートイレ化ということでございますが、私どもは、やはり子供たちの安全・安心、その中には環境ということも含まれるということでございまして、そういった意味ではトイレ環境の改善という視点も持っております。そういう意味ではトイレのシャワートイレ化ということもこれは環境の大きな改善だというふうに捉えておりますし、また具体的な洋式化につきましては、私ども、学校に関しては毎年、営繕調査ということも実施しております。その中で要望の聞き取り等を進める中で順次考えてまいりたいとは思っております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） まだ質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 時 4 3 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○副委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費の質疑を続行いたします。

村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、教育費の中の遠距離通学助成事業について伺いたいと思います。まず、この遠距離通学助成の事業の趣旨と事業内容について説明を願いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

遠距離通学助成事業は、自宅と学校までの距離が一定以上ある小・中学生に対して、バスや自家用車利用に係る費用の一部または全部を助成する事業となっております。補助対象は、片道の通学距離が小学生であれば4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上が通年の助成の対象となっております。ただし、冬期間につきましては、小学生は2キロメートル以上、中学生は3キロメートル以上の通学距離がある場合に助成の対象としております。助成の方法につきましては、バス定期券などの交付のほか、公共交通機関を利用できないため自家用車を利用される場合につきましては車賃で助成を行っているところです。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今の説明の中で、このキロ数とか書いてありまして、その4キロメートルとか6キロメートルとかこういうキロ数やなんかも定まっているんですけども、また国の支出も940万円ほどありますけれども、この通学の助成キロ数のことなんですけれども、これは国、市の考え方としてこの助成のキロ数が定まっているのか、決まっているのか、ちょっとその面、お伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

これは平成29年の決算審査特別委員会の中で松ヶ平委員の御質問にもお答えしている内容にもなりますけれども、この基準につきましては文部科学省から公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が示されております。この中に法律による考え方というものが記載されておりまして、義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というものの中でこの学校と通学距離の考え方というものが示されております。この考え方につきましては、通学距離とストレスの関係を調べた研究というものが基準となっております。小学校では4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内の通学距離の範囲では、気象に関する考慮要素が比較的少ない場合ではありますけれども、ストレスが大幅に増加することは認められないといった調査、研究結果が出ているというものになっておりまして、こうしたものを基準に取り扱いをしているところでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） はい、わかりました。ありがとうございます。

基準に沿った考え方ということで、今回、中土別を初め、今後、学校の統合が行われスクールバス事業が多くなってくると思いますけれども、今回のこの事業会計予算説明書、薄いやつなんですけれども、この中では実際にスクールバス事業のことなんですけれども、その計上説明が実際には載っていないんですけれども、今後とも、もう少し細かくこの遠距離通学バス・

ハイヤー事業、例えば委託事業として幾らだとかそういう形で載せていってはどうなのかと思いますけれども、そこのことの考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

お示ししている各会計予算説明資料には、委員おっしゃるとおり遠距離通学児童・生徒に関する通学距離に応じた助成内容を記載しているところです。本事業の中には小・中学校閉校に伴いまして統合先の学校へ通学する際のバスやハイヤーの運行委託料、そういったものもこの事業費の中には計上しているものになります。

委員からお話がありましたように、この説明の仕方につきまして御意見をいただきました。よりわかりやすい説明資料となるように、この記載につきましては、ほかの事業の記載の方法等と内容等、調整をすることもあるかとは思いますが、御指摘いただいた委託料に関する記載について今後の説明資料作成時にどういったもののがいいかというのを検討させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ今後ともわかりやすい資料の説明ということでよろしくお伺いしたいと思います。

次に、今回の前年度比600万円増ということで、これは中士別小学校の生徒の通学に確保された予算だと思えますけれども、今の生徒通学に当たりまして、きっと中士別の学校PTAなどで話し合い、通学に関して安心・安全の通学を望むということで検討なさったと思えますけれども、どのような方法で今後通学が行われるのかお伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

ことし3月末で中士別小学校が閉校ということで、4月からは中士別地区にお住まいのお子さん、小学生は土別小学校に通学をしていただくことで御説明をさせていただいております。小学校閉校に当たりましては、これまで中士別小学校の保護者と通学手段について協議を行ってきております。その中で、通学に当たりましてはスクールバスを用いて通学をしていただくことを予定しています。この運行の方法につきましては、1台のスクールバスで各家庭を回りまして、登校時には1運行、下校時については低学年と高学年で下校する時間が変わってきますのでそれに対応するため時間をずらして2運行、1日3運行して登下校に対応する予定を現在のところ計画しています。現在、実際スクールバスを運行するに当たってその運行するルートですとか各御家庭にお伺いをする時間帯ですとか、あるいは諸連絡事項等の仕方ですとか、そうしたものを保護者と教育委員会と確認をさせていただいているところです。

今後ですけれども、バスを運行する会社のほうが決定しましたら保護者、学校にそうしたものをお伝えをしまして4月の始業を迎えたいと、そのように考えております。その経費として、

中士別の分として500万円を計上しているという内容になっております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次の質問に移りたいと思います。

次に、スキー場管理費、スキー整備事業について伺いたいと思います。スキー整備事業の日向スキー場、朝日スキー場の、事業説明をお伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 黒沼スポーツ課主幹。

○スポーツ課主幹（黒沼淳一君） お答えいたします。

初めに、日向スキー場の整備事業でございますが、整備内容でございますが第2リフトワイヤーロープ交換といたしまして予算額735万円を計上しております。整備基準といたしましては10年ごとに更新が必要となっております、前回につきましては平成20年度に実施しております。

続いて、第2リフト風速計交換といたしまして予算額20万円を計上しております。こちらにつきましては、平成10年に新品交換の後、点検整備を行いながら、最終は平成28年度に断線修理を実施してきております。

続いて、駐車場取付道路拡幅工事といたしまして予算額200万円を計上しております。現状では車両1台分しか通行できない駐車場出入り口の通路を拡幅するものでございます。

続いて、安全マット購入といたしまして予算額27万円を計上しております。今年度、第1リフト改修による路線延長に伴いまして不足分8枚を購入済みでございますが、今シーズンの利用状況確認の結果、安全確保のため追加対策が望ましい箇所さらに10枚購入するものでございます。

続きまして、朝日スキー場の整備の内容でございます。

制御機器、保安機器整備工事といたしまして、予算額1,566万円を計上しております。こちらにつきましては、モーターの取りかえ及びリフト制御盤、通信ケーブル等の整備を実施いたします。

続きまして、リフト9号支柱法面補修工事といたしまして予算額440万円を計上しております。こちらにつきましては、昨年の雪解け時に発生したリフト降り場手前線路下の地すべりによりましてリフト緊急停止時の救助作業等に支障が生じるため、法面補修を実施するものです。

続きまして、リフト搬器メインパイプ肉厚測定といたしまして予算額54万円を計上しております。こちらにつきましては、昭和55年設置から37年を経過したリフト搬器のメインパイプの内部の腐食等が懸念されるため、全台数91基につきまして非破壊検査を行い安全性を確認するものです。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 説明ありがとうございます。

その中でちょっと聞きたいんですけども、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、今回、日向のワイヤー交換、今の朝日の整備機器、電気機器がちょっとわかりませんが、そういった形は老朽化、それとも10年置きとかそういう決まった期間あるんですか。そこをちょっと聞きたいんですけども。

○副委員長（粥川 章君） 黒沼主幹。

○スポーツ課主幹（黒沼淳一君） お答えいたします。

日向スキー場におけますリフトのワイヤー交換におきましては、リフトの整備基準といたしまして10年ごとに更新となっております。

続いて、朝日スキー場の保安機器につきましては、まずモーターの取りかえにつきましては、こちらについてもおよそ10年の更新整備ということで、前は平成20年度に実施しております。そのほか、リフト制御盤、通信ケーブル等につきましては、昭和55年に設置されてからまだ一度も整備のほうはしていません。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

続いて、昨年、日向スキー場整備事業で新たにペアリフト、またリフトの延長が行われましたけれども、環境整備を行った結果、そういった成果も含めてどのように出たのか、スキー客が増えたとか、やはりその利用者の意見もちょっと、あれば伺いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤スポーツ課主幹。

○スポーツ課主幹（佐藤寛之君） お答えをいたします。

まず、ペアリフトになった効果ということで御説明をさせていただきますけれども、幼児ですとか海外からのスキー体験等も含めまして全くスキーのできない、初めてスキーをする方でも、サポートがあればペアリフトですのでそれを御利用いただけるようになったということでも、まず一番、一つの成果というふうにあらわれているかなというふうに思っています。また、合宿を行っていただいております選手の方からお聞きをしますと、今までは黙々と練習をし続けていたところですけども、会話をしながらリフトに乗車できるというような声もお聞きしておりますし、スキー学校からもレッスンがしやすくなったですとか、あとはスキー場の職員からセーフティーバー等も含めてより安全に運行することが可能になるというようなお話を聞いているところです。

それから、リフトの距離が伸びたということですけども、これにつきましてはナイター券の売り上げが約3割程度伸びているという状況がありまして、今まで日中しかスラロームコースというところが利用できなかったんですけども、これが延長することによってナイターでもそのコースが使えるということで、これらの効果があつて利用増に結びついているのかなというふうに考えているところです。

また、アルペン少年団、こちらは今までよりも上部からポールを設置することができるよう

になりましたので、スピードに乗った練習ということが可能になったということで好評をいただいているところです。

このほかにも、今シーズン新たにレンタルスキーを導入いたしまして、こちらの利用が2月末現在で277件の利用がございまして、スキー用具を一式購入しなければスキーができないというハードルを下げる意味でも利用促進につながっているのかなというふうに考えております。

今シーズンの具体的な利用実績についてですけれども、2月末時点で既に先シーズンの総売上額を200万円以上上回っておりまして、1,000万円を既に超えているといった状況でございます。これは平成7年以来の数値ということになります。料金改定による増収分、これもありますので、こちらを差し引いたとしても利用者が大きく伸びているというふうに言えるかと思っております。

リフトの乗車の件数を昨年度と比較いたしますと、昨年度12月の実績が延べ4万6,217人に対しまして、本年度は6万1,836人ということで、1万5,619人の増ということになっております。これは、1日当たり1人10回リフトに乗ったとしますと1,500人以上の方が12月だけで来場者数が増えたというふうに言えるかと思っております。同様に、1月が延べ、昨年度が5万9,717人に対しまして本年度は6万4,650人ということで4,933人の増ということになっています。同じく、2月につきましては4万2,190人に対しまして4万489人ということで、天候の影響もありまして逆に若干の減少ということになっております。もちろん天候によって利用状況が大きく左右される施設ですので一概に今比較はできませんけれども、リニューアルの効果は出ているのかなというふうに感じておりますし、利用者の方々からも好評をいただいているという状況でございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 大変好評の中で、また収益と、また利用状況も、市民の方が喜んで使っていただいているということで本当に成果があらわれたと思います。

その成果なんですけれども、日向スキー場の今後の運営の進め方について伺いたいと思っておりますけれども、第1ペアリフトの計画から各種団体の方々で日向スキー場リフト改修に伴う関係者の意見を聞く会という組織が結成されたとお聞きしていますけれども、日向スキー場を市民の手で利用しやすくしたい、また、もっと日向スキー場のよさをPRしたいという有志、またはそれにかかわってきた市民がいると聞いておりますけれども、またそういった市民のその考え方、その行動も聞いておりますけれども、それも成果につながったと思います。今後とも市民の意見を反映した連携、今、市で本当に、市長のこししの執行方針の中でも地域力、連携ということで大変そっちのほうを力強く進めるということで行っておりますけれども、ぜひこの日向スキー場においてもこの連携について進めていただきたいと思います。こういった進め方の考え方について、お伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤主幹。

○スポーツ課主幹（佐藤寛之君） お答えをいたします。

スキー場の運営のほうの進め方ということでございますけれども、関係者17名からなります日向スキー場リフト改修に伴う関係者の意見を聞く会ということでこちらを組織いたしまして、約3年間にわたりまして議論を重ねてまいりまして、今回の改修につきましては、この意見を聞く会での議論なくしてここまでの成果は得られなかったというふうに考えております。このたびこの意見を聞く会が日向スキー場を支える会ということで名称を変更しまして、同じメンバーで引き続き日向振興のために御協力をいただけるということになってございます。第1リフトの架けかえが決してゴールではなく、この先も長く愛される施設となるように第2リフトの更新時期も見据えつつ、支える会との連携を深めながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 市民の声、またこういった支える会という力強い会ができたということで安心しております。ぜひ今後ともそういった意見も取り入れて進めていただきたいと思います。次に、日向温泉との連携について伺います。

スキー1日券1枚につき日向温泉の食事と入浴券が100円引きになる、また中学生以下の入浴は50円引きというふうに聞いております。また、日向温泉がこの利用について割引をどのように利用されているのか、またシーズン券で連携ということで、割引券も実はないんですけれどもこのシーズン券もやはり1年間の利用の中で考えてみてはどうなのかという提案と、あとはこのスキー場の日向温泉との連携なんですけれども、先ほど言ったように連携の強化も含めて考えを伺いたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐藤主幹。

○スポーツ課主幹（佐藤寛之君） お答えをいたします。

日向温泉との連携の割引についてでございます。日向温泉のほうに確認をしましたところ、2月末時点で食事の割引が451件、それから入浴の割引が156件ということで、合計607件の利用があったということでございます。11月につきましてはスキー場の営業日数が昨年と大きく異なりますので12月以降だけを比較いたしますと、食事・入浴をあわせて昨年の利用と比較すると102件の増ということになっております。

また、シーズン券の割引ということでございますけれども、このシーズン券に附帯する割引につきましても、入浴の割引だけでもということで温泉側のほうと協議をしてきた経過はございますけれども、残念ながら実現には至りませんでした。

今回のリニューアル効果にとどまらず、さらに魅力あるスキー場を目指した取り組みを進めていくと同時に、日向温泉との連携も図りながら相乗効果を発揮できるように、よりよいサービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

大西陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、生涯学習情報センターの空調設備改修の内容と改修後の扱いについて伺いたいと思います。

30年度に2億3,886万円の予算で空調設備の改修を予定しております。空調設備の耐用年数は一般的には12年から15年ぐらいだというふうに思いますけれども、この耐用年数というのはあくまでも税法上の償却費を各年度ごとに配分する計算の基礎となるというのが耐用年数だというふうに思います。

そこで、耐用年数が過ぎても日常の点検・整備をすることによって長寿命化を図れるというのが一般的にいわれておりますけれども、今回これだけの予算を投入して改修に至った大きな要因と、それからあわせて予定されている設備の内容と、それから現行の機能とどう違うのか、どんな利点が新しくなるとあるのかを含めてお伺いいたします。

○副委員長（粥川 章君） 岡田生涯学習情報センター所長。

○生涯学習情報センター所長（岡田英俊君） お答えいたします。

生涯学習情報センターにつきましては平成16年の7月に設置されましたが、平成25年に空調設備の設計寿命である10年を経過するに当たりまして、製造メーカーによるフルメンテナンス契約が終了し平成26年以降の点検、修理が別途有償になることから、平成27年度以降の総合計画において当設備の更新工事を策定しておりました。その間、空調設備の故障頻度も高くなり、平成27年には約150万円、平成28年には約180万円程度の修繕費用が発生しているところです。

また、現在設置している空調設備であります灯油ヒートポンプエアコンにつきましては各メーカーが撤退しておりまして、当センターの空調設備の管理委託先であります土別市管工事業組合から現設備の修理部品供給は平成32年までとなっており、今後の修理及び管理は非常に厳しいという報告も受けていることから、当設備の大規模な故障未然防止も踏まえて平成30年度におきまして更新工事を実施することとなったところです。あくまで現状の空調設備の更新であるため機能的な変更とはならないことにより、更新後につきましてもこれまでと同様の空調設備としての運用となるということになります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 設置をして10年余りで一定程度故障が頻繁に起きるようになったということですが、実は個人的に私も以前住んでいたことがあるんです。早くから随分故障が多いという印象がありました。こういう点では機械そのものの問題点というのはないのかどうか、この辺を確認しておきたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 佐々木課長。

○建設課長（佐々木誠君） 今回この施設に採用されている灯油ヒートポンプシステムというのは、導入直後と設計寿命が来る10年後から、このときに機械の調子が余りよくないという傾向にあ

ります。エンジンなのでメンテナンス契約が必要になり、導入当初はやはりトラブルが多かったと思うんですけども徐々によくなって、その後トラブルがなくなり、そして設計寿命の10年を迎えたあたりからまたトラブルが多くなってくるといような話をメーカーから聞いております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、今回これだけの高額な予算を投入して改修するわけですから10年たつてまた改修ということにはならないと思うんですね。そのメンテナンスを含めたこの改修後の点検整備をどう、そのメーカーあるいは業者と詰めているつもりなのか、これから詰める予定なのか、その辺、確認をしたい。

○副委員長（粥川 章君） 佐々木課長。

○建築課長（佐々木誠君） 今度KHPから、KHPというのは灯油のヒートポンプからEHP、電気のヒートポンプにかかります。そこで、エンジンではなくて今度モーターで動かす関係からメンテナンスが、メーカーはよくメンテナンスフリーとは言うんですけども、実際は室外機のエンジンがなくなるのでオイル交換やフィルター清掃、点火プラグの点検などのメンテナンスがなくなるということで毎年かかっていたメンテナンス料金もかからなくなってくるというようなことで、あと、その電気の室外機の耐用年数、通常10年といわれていますけれども、それはフィルター清掃ほかメンテナンスにより10年から15年は使えるものと考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから、合宿の里士別ステップアッププランについて質問を行います。

先ほど喜多委員のほうからも同じステップアッププラン事業の質問ございましたが、私からは30年度に予定されているサハリンウエイトリフティング交流以外の当初のプラン策定の部分について質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、これ26年度から実施されておりまして、26年度がステップ1、そして27年から今年度、29年度までがステップ2、そして30年度から32年度、2020年東京オリンピックの年までがステップ3ということで、今回ステップ3に上がるということですので、まずはこのステップ2の取り組みの実績、それと成果、5つの指標というか基本方向を出しておりますので、それぞれについてのプラン2の実績をお伺いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 坂本スポーツ課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

今、委員お話しのとおり、合宿の里士別ステップアッププランにつきましては、スポーツ合宿の里を発展させ元気なまちを築く5つの基本方向を掲げまして、具体的な目標と施策に向け

た取り組みをステップ1からステップ4、4段階に分けて計画しております。今、御質問のステップ2における実施状況でありますけれども、一つの基本方向でありますスポーツ施設の整備・充実につきましては、ウエイトリフティング会場の機能も備えます総合体育館のサブアリーナの改修、次に陸上競技場本部前直走路を除く3から8コースと1・2コースの走路の改修に合わせ正門付近等の一部バリアフリー化を行いました。また、日向スキー場第1リフトのリニューアルによる運行距離の延長とペアリフトの設置を行ってきております。

2つ目の基本方向であります宿泊施設の整備・充実につきましては、リオデジャネイロ五輪直前合宿の受け入れとしまして、陸上競技における3,000メートル障害に出場しました塩尻和也選手の受け入れ、またトライアスロン競技における田山寛豪選手の直前合宿の受け入れを実現したところでございます。

3つ目の基本方向であります市民交流と歓迎体制の充実につきましては、主要スポーツ施設名とその施設への誘導看板の英語表記、また合宿団体への貸し出し車両としまして超小型電気自動車のコムスの配備をしたところでございます。

4つ目の基本方向、スポーツイベントの充実につきましては、第30回土別ハーフマラソン大会、第20回全日本ジュニア&レディースサマージャンプ大会の記念大会の開催を初め、全日本マスターズウエイトリフティング大会の開催も行ってきております。また、日本・韓国国際友好ウエイトリフティング競技大会、またクラレカップ・ジュニアサマージャンプ大会の大会招致にも成功してきているところでございます。

5つ目の基本方向であります人とのつながりによる招致活動の推進につきましては、英語と繁体字による合宿パンフレットの作成や、合宿PR用のボールペンの作成を行ってきております。また、ふるさと大使であります増田明美さんとの連携によりますスポーツ合宿の里士別スペシャルトークイベントと題しまして東京で開催をしてきているところでございます。

これらの取り組みの成果としまして、ウエイトリフティングを中心とする海外チームの受け入れですとか、陸上競技・ジャンプなどにおける新規チームの獲得、さらには大会チーム合宿者数の増加につながっていると思われまます。交流人口の拡大、地域経済の活性化、土別市のイメージや知名度アップ、さまざまな効果が出ているかと思われまます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

当初の計画を見ながら今の答弁を聞いておりましたが、ちなみにそのステップ2の中で実践できなかったことで例えば次に持ち越してステップ3につなげようと思ったこととかというのは何かございますか。

○副委員長（粥川 章君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） 実際、5つの基本方向の中で全てが達成できたということにはなっていない状況もあります。例えば土別ハーフマラソンの新コースの検討という、こちらは一

部着手ということで今も警察と協議しながら模索をしているようなところでもありますし、そういう形で現在進行形、検討、またはステップ3につなげていくような項目も何点かございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました、ありがとうございます。

それでは、予算説明資料の39ページにあります、項目の中で一番下、その他、合宿受入環境整備182万5,000円という予算がついていますが、具体的にこの予算はどのようにお考えかお示してください。

○副委員長（粥川 章君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

30年度におけますその他、合宿受入環境整備の詳細についてですが、一つ目には海外からの合宿者のおもてなしに資するための外国語研修講師謝礼等に伴う予算として30万円、次に天塩川サッカー場の距離表示看板の設置で8万5,000円、続きまして合宿メニュー開発の食材費として15万円、またLED照明パネルの購入で60万円の予定のほか、平成26年度から実施しておりますオリンピック教室の開催費としての39万円、さらには先月、韓国で開催されましたピョンチャンオリンピック女子ジャンプ競技に出場した選手による報告会、こちらの謝礼金として30万円、合わせて先ほどの金額の予算計上となっております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。ありがとうございます。

それで、先ほどもお話ししたとおり、このステップ3、30年度から入るわけですが、30、31、32と3年間で東京五輪に向けて新たにいろいろな施設整備や環境整備がされていくと思いますが、このステップ3における今後の予定としましては特に当時のプランと変わりなく進めていく予定でしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックに向けたステップ3、平成30年から32年についての取り組みでありますけれども、今現在、合宿の里士別推進協議会の構成団体から現計画の補填として御意見をいただきながら、その意見を参考としながら見直し作業を進めているところでございます。今、現段階で見直し、また検討している項目としては何点かございまして、既に30年度予算でも計上させてもらっています。一つはグリーンスポーツのランニングコースの改修、これは昨年に引き続き2カ年目の最終年の改修計画となります。ほかにも三望台シャンツェの送水管等の改修、また先ほど継続的にとり行っています合宿メニューとしての開発したレシピの普及ですとか、トップアスリートによるスポーツ教室の開催の強化、その他もろもろ、今、

計画の肉づけ作業、見直し作業を行っているところでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

ステップアッププランは、ただいま申し上げたとおり東京五輪までステップ3で、その後は交流も含めて取り組んでいくということですので、ホストタウンである士別市にとっては必要な事業だと思っています。そういった意味で、例えば今後また新たに合宿を招致する中で新たな団体が誘致されたときに、例えばこういう設備が必要であるとかといった場合は、その辺は柔軟にプランの見直しは随時しながらやっていると考えてよろしいのでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

毎年、各多くの実業団が士別にお越しくださっています。その都度いろいろと意見交換を交わしながら、その自治体のニーズに合った御要望をいただきながら、限られた財産の中で限られた対応をしながら環境整備に努めている状況でございます。残り、東京オリンピックまで2年と迫ってきています。今までにもないような形でさらに多くのニーズがこちらに寄せられることも考えられますけれども、しっかりとそちらの部分の意見もお聞きしながら可能な限り整備をして、2020年、またそれ以降の合宿の招致にもつなげていくことが必要かと考えているところです。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） ほかに御発言ございませんか。

国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 教育費の中で学習振興事業拡大ということで、この中で部活動指導員の問題について取り上げます。

中学校、高校の部活動ありますけれども、私も中学時代、高校時代と部活動をやってきました。最近、部活の加熱ということがいわれて、休養日を週1日ないし週2日つくれと文部科学省なりが言い出したりいろいろしています。本議会としても、多分、最終日に意見書の中でこの部活動の過熱ということについて制限するように意見書を出す段取りになっております。

それで、加熱する一方で、本市の場合は部活動が維持困難になっている場合があると思うんですよね。それは農村部の学校だけでなく市街地の学校でもそうなっているということで、ちょっとその維持困難になっている部活動について把握しているかどうか、現状をお聞かせください。

○副委員長（粥川 章君） 佐々木学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（佐々木芳子君） お答えいたします。

現状については把握しておるところでございます。一部の学校において生徒の減少に伴う教職員数の減少により部活動の運営が困難になっており、平成28年度よりPTA、学校側と数回

にわたり協議を行ってきているところであります。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 農村部だけじゃなくて、例えば具体例を言うと南中学校のバレーボールとか男子バスケだとかも維持できなくなっているというふうに把握しているが、それでよろしいですね。

○副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

○学校教育課主幹（佐々木芳子君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 前、渡辺議員もこの部活動の中・高の接続とかそういうことについて質問されておられましたけれども、やはり少子化で学校のクラスが減って学校の先生の配置も減っているわけですね。だから、南中学校も1学年3クラスあった学年も卒業してもう2クラスずつになったら先生も減らされる、減らされた先生の中で顧問を選んでやるということで部活を維持していくということはもう限界なんですよね。顧問と副顧問をつけないといけない。そうしたらやはりどこかで学校の教職員以外の外部指導者に頼らざるを得ないわけですが、この予算を見ましたら部活動指導員への謝礼というか報酬21万5,000円と、正直どう見ても少ないと思うんですけども、この21万5,000円となったのはどうしてですか。

○副委員長（粥川 章君） 鴻野生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

部活動を取り巻く環境につきましては、今、委員おっしゃられたとおりでございます。なかなか学校の教職員で完結をさせるということは非常に厳しい状況になっているんだというふうに理解もしてございます。そんな中で、実は今年度、平成29年度ですが、文部科学省からもこの部活動の考え方につきまして、それまでは部活動については顧問教諭、これは学校教職員ということの限定でありましたが、文部科学省のほうとしてもここを少し規則の改正によって柔軟な対応ということで、外部指導員という言葉でございますが、こんなようなことを制度化できるというようなことを示してございます。

そういった中では、先ほど委員からおっしゃられました現実的に部活動の存続が危ぶまれているというところへの対応ということでございまして、私どもも今般この示されました文科省の方向性にのっかって何とか手だてはないものかということで研究を進めてまいったところがあります。そこで、文科省から規則の改正によつての、その考え方についてはありますが、この部活動指導員については、やはり子供たちの指導ということも含めまして例えば学校教職員の退職者、あるいは教職員経験者ということの想定ということで示されたところがあります。そこを私ども本市に当てはめて考えてみますと、やはりなかなか具体的にそういった方については見当たらないというのが現状でございます。実際、先ほど申しました、まち中の南中学校の部活動の具体的な種目についてもそういった方がどうしても行き着かなかったという現実が

ありました。そこで、ふだん日常全てを見ていただくというのが、これがなかなか今申しましたように人的発掘が難しいということでもあります。しかしながら、土日の大会、あるいはその大会の引率ということでどうかということ、私どもも、ではその中でも特に中学生のメインである中体連、この引率についてどうなのかということで検討も進めてまいりました。そんな中では、そういう限られた日程の中であればというお話も一部伺っているところでございます。

今回初めての制度ということもありまして、それに伴っての30年度への予算づけということでございます。今申しましたように、全てを担っていただけるような人物が想定されるのであれば制度とともに予算化ということもかなり具体的に考えられたところでございますが、今の現状からまずはというところではできるところ、大会引率の方、指導員が見つければその引率に当たっての報酬的なものということで平成30年度の予算化ということにしたところでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 部活動の指導を担ってくれる社会人が見当たらないから多くの予算をつけるわけにいかないということですよ。

ちょっと確認ですけれども、中体連というのは大体平日、6月ぐらいの平日にやりますよね。ほかに何とか杯、何とか杯って民間の大会は土日が多いと思うんですけども、この部活動指導員の引率を想定しているのは結局は中体連のほうなんですか。

○副委員長（粥川 章君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、まずはやはり一番大きな大会ということで中体連を想定しているというところでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ということは、中体連は学校の教職員でない人が引率してもいいというふうに緩和されたという理解でいいんですよ。

それで、次に、拠点校という方式についてちょっと今取り上げたいと思います。

こうして活動困難になった部活動について、今、都市部中心に拠点校という方式で部活動を維持するという形が出てきています。具体的には兵庫県神戸市、大都会ですよ、政令指定都市です。それから東京都の八王子市なんかで拠点校方式によって部活を維持しています。これは、資料を見ても試行と、試しに行うというふうに書いてあるので、多分、文科省がやれやれと言ってやっていることではないと思うんですが、こういう拠点校方式って本市としても一応認識はあると思うんですけども、こういった方式についてどう考えるか、コメントをお願いしたいと思います。

○副委員長（粥川 章君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

拠点校方式につきまして、これは端的に申しますと、その中学校にある部活動を拠点校として市内のほかの中学校からその拠点校への部活動に通って活動することができるというようにあると思っております。そこで、今、委員おっしゃられましたように、神戸市あるいは東京の八王子市ということでありまして、私どももそのようなことで少し調べもいたしました。そんな中で、特に八王子市について、私どもも直接向こうの教育委員会の担当の方ともお話をさせていただきました。確かに八王子市の教育委員会の方から言われましたのは、試行、試しということで行った経過はありますけれども、実は現在、拠点校としてはちょっとなかなか運営ができていないんだというようなこともお話としては伺っております。

私どもも、例えばその部活動の存続ということでは部活動の合同チームですとかということも視野に入れながらの検討ということでございますし、拠点校につきましても少し調査、研究ということで考えていきたいと、こんなように考えております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 確認ですが、この拠点校方式というのは特に文科省としてどこか規制緩和してこうだとか何らかの通知だとか、そういったものに基づくものではないという認識でいいんですか。

○副委員長（粥川 章君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 活動の方式ですので、これは基本的には学校で部活動として存続を決めていくということがございます。そんな中で、それぞれの学校でできる活動、いわゆるその受け入れについていろいろな検討がなされるべきだというふうには考えております。

たまたまでございますが、けさの新聞報道におきましても、スポーツ庁の有識者会議の中では、拠点校という言葉ではありませんけれども、学校単位ではなかなか難しいということ、その中では地域単位での活動への移行ということも示されているというようなこともあるというふうに認識しております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 南中学校の生徒の保護者さんなどの意見を総合すると、やっぱり中体連には出たいと、子供たちも当然やっぱり中体連、昔、私も部活やっていたころなんか本当、中体連の夏の大会と秋の新人戦ぐらいしかなかったんですけども、学校が週休2日制になってからいろんな何々杯、何々杯という大会が入って、それでやはり部活が過熱化した面もあるので、とにかく中体連というものに出られればかなり満足感というか部活をやってよかったという気持ちになるんだというふうな話は南中学校の関係者ともしてありますんで、ぜひ踏まえていただきたいと思えます。

次の質問に行きます。次は、地域資源を活用した学校教育の目的についてお伺いしたいと思

います。

これは結構、予算の中でもある程度目玉というか、昨年度あたりから、いわゆる小学校3年生から6年生までの児童が市の基幹産業である農業にかかわる授業に取り組み、豊かな心や社会性・主体性を育むとともに地域を理解し地域を愛し地域の発展を願う子供の育成を図る。農業に親しんで愛郷心とかそういうものも同時に育んでいこうというものだと思います。

それで、現状についてお伺いしたいと思いますが、どここの学校でどういうふうな内容でやっているということをお伺いします。

○副委員長（粥川 章君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

農業学習につきましては平成27年度から実施をしております。委員おっしゃるように、各小学校で3年生以上を対象に取り組みを開始しております。各学年で学習内容を定めておりまして、3年生は年間を通しての農作業の体験、4年生につきましては1人1作物のこだわり栽培を実施したり、5年生につきましては作物の栽培と加工のほか、作物や加工品の販売や紹介の実施、6年生はそれまでの学習を総括的に振り返って発表し交流するというようなことを各学校で実施しているところです。その各学校では、作物の収穫後ですけれども、研究発表会の開催ですとか地域の方を招いての試食会、地域のイベントでの収穫した作物の販売ですとか、そうした地域の方々との農業学習を通じた交流活動というものも実施してきているところです。

この学習実施に当たりましては、地域の方に多くの御協力をいただいているところです。各学校での農業学習を実施するに当たって、先生あるいは子供たちに御指導いただけるみりの先生という方々をお願いしております、各学校での授業に際しましては児童に寄り添った実地指導を行っていただいているほか、例えばですけれども、中士別小学校では中士別のユースの方、上士別小学校では上士別農業経営者連盟の方、また糸魚小学校ではあさひクラブをお願いをしているですとか、そのほか九十九大学院生ですとか多くの方々に御協力をいただいて農業学習を実施しているところです。各学校、さまざまな作物をつくって取り組みをしていると、このような状況でございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

それで、大変、私はこういう授業はすばらしいと思いますんでどんどん拡大していったほしいなと思うんですが、やはりこういった農業学習も6次産業化していけるというような認識でいいんだと思います。加工、販売まで一部で行っているということなんで。それで、士別市の場合は6次産業化はかなり農家をやってない人でも簡単、簡単と言ったら失礼ですけれども、ある程度手軽にできる。それはの～むだとか、ああいう加工施設もありますし、あと空き店舗なんかを使わせてもらえれば販売までできると。子供がやはり販売するよといったら親が買いに来る、親のまた友達が買いに来る、そういうこともあるので、そういった栽培から収穫、加

工、販売までの全プロセスを割と市がちよっとお金も出せば環境構築ができると思うんですね。そこら辺、これからも含めてどうお考えですか。

○副委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

6次産業化のお話ですけれども、各学校の状況ですけれども、一部の学校を除き学校の隣接地に農業学習用の用地を有しています。栽培ですとか収穫をそこで実施してまして、先ほどお話をさせていただきましたけれども、収穫祭などを通して学校で収穫した作物を調理して試食したり、地域のイベント会場等でそうした収穫物を販売するといったことも実際行っているところなんです。

本市の農業学習の教育課程の編成の手引きというものがございまして。この中に各学年の指導計画作成に当たっての目標というものを定めているんですけれども、6年生につきましては農業を中心とした住民とのかかわりについて、士別市の発展・振興という立場から探求しまして、士別市の農業のよさですとか今あるものをさらなるよいものにするにはどういうことがいいかですとか、そういう発展について自分なりの思いを表現していくと、そんなこともこの手引きの中では目標としているところなんです。

そうしたこともありまして各学校で取り組みを行っているところでございますけれども、先ほどお話のありました、の～むですとか、あるいは空き店舗の活用についてでございますが、先ほどお話ししたように、各学校で現在のところは加工ですとか販売というものも学校を中心に各地域で実施が今できている状況にございます。現在のところは、そうしたお話のあった施設を利用している状況にはないということでございます。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 子供たちがそういうふうには栽培から販売までするというのでちょっと連想したんですが、私はよく保育園児の遊びの相手をしていますけれども、雪玉なんかで外遊びをしてお店屋さんごっこしますかと言ったら、子供たちは雪玉をまるめて、「はい、これ50円ね」とか「100円」とか、「はい、今5時の鐘鳴ったから100円引きますよ」とか、お店屋さんごっこをしたときに「安いよ」とか言うんですね。子供たち、実際にそんな買い物をしてないですよ、士別のまち中で。スーパーで無言にかごに入れたりするわけで、今、対面販売の店なんかほとんどないのに、やっぱり子供たちがそうやって安いよとかけ声かけるというのは人間の、私は本能だと思うんですね。やっぱりコミュニケーションして物を売りたい、したいというのは人間のどこか本能の部分なんだと思っています。そういう意味で、こういった農業学習して販売するというところにぜひ低学年の小学生や、あと未就学児も呼びかけて参加させてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（粥川 章君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

農業学習につきましては、先ほど申し上げましたように、小学校3年生から6年生までということで学習指導要領に基づいて私ども進めていっているところでございます。そういった意味では、確かに加工、あるいは販売ということも一部の小学校で行ってございますし、委員のおっしゃられるようなことも想定はされるのかもしれませんが、学校の授業に例えばそれを組み込んでということでは今少し、例えば小学校の中でも1、2年生は具体的な農業学習の対象としては今まだ組み込んでないという現状もございますので、少しそれについては現状のままという認識でおります。しかしながら、地域によりましては、販売ということではないかもしれませんが、例えば加工というところでは小学校に地域の未就学児を招いて一緒に具体的に餅つきを行っているなどということもやっているというふうにも聞いておりますので、なかなか全てが一遍にということはないかもしれませんが、地域あるいは学校独自の取り組みというところではそういったことも考えられるのかなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○副委員長（粥川 章君） 第11款公債費から第13款予備費までは通告がありませんでしたので、以上で平成30年度一般会計についての質疑を終わります。

まだ、質疑が続いておりますが、ここで午後2時45分まで休憩いたします。

（午後 2時33分休憩）

（午後 2時45分再開）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査を続行いたします。

平成30年度国民健康保険事業特別会計から農業集落排水事業特別会計までの6会計並びに平成30年度水道事業会計及び病院事業会計については通告がありませんでしたので、次に移ります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 議案第10号 士別市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから、議案第28号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定についてまでの19案件について、一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。

渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、予算関連議案の中で指定管理の指定について9本出ておられて、そのうち士別市日向森林公園及び士別市日向森林保養センターの2つを通告させていただきました。先ほど村上委員のほうからスキー場の関係で連携という言葉もありまして、私の今回の趣旨も日向保養センターをメインで考えたときの質問ということで2つ通告させていただきましたけれども、日向保養センターをメインで質問させていただきたいと思っております。

この日向保養センターは、ちょうど私が議員にならせていただいた年、平成22年からいろいろ改築に対しての協議がされまして、この議場でも相当多くの議員から質問がされ、論議がされてきました。そういった結果、きのうの国忠委員からの発言の中でも、はまなす財団にコンサルをお願いしたという経過がございました。それで、現在の形の宿泊施設のない日向保養センターが平成25年1月17日からリニューアルオープンということで、丸5年経過したということも含めて30年度からの新たな指定管理に関しては、今後また老朽化もしてくると思われまので、今後その利用者の確保という部分では非常に知恵を使っていかなないと難しいのではないかと考えております。

今回の質問は、資料でいただいている事業計画書等々をもとに質問させていただきたいんですが、この事業計画書の中の17ページから収支に関しても出ております。何とか現状を維持したいということで向こう3年間の数字が全て同じですね、28年、29年の推移を何とか保ちたいという数字になっているのかなと思います。そこで、まずはリニューアルオープン、25年1月にされてからこれまでの利用実績、そして指定管理料の推移をお知らせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

人数につきましては延べ人数でお答えさせていただきます。平成25年度でございますが、入浴者数が4万3,591名、食堂及び宴会で利用された方が1万7,580名、合計6万1,171名の方に御利用いただいております。指定管理料では320万円となっております。平成26年度、入浴者数が4万685名、食堂及び宴会の利用者が1万6,292名、合計で5万6,977名の方に御利用いただいております。指定管理料が395万5,000円。27年度が、入浴者数が4万2,278名、食堂及び宴会の利用者が1万5,412名、合計5万7,690名、指定管理料が1,188万円。28年度が、入浴者数が3万8,460名、食堂及び宴会の利用者が1万3,811名、合計5万2,271名、指定管理料が1,188万円。29年度が、人数等見込みになりますが、入浴者数が3万9,850名、食堂及び宴会の利用者が1万3,540名、合計5万3,390名、指定管理料が1,126万8,000円となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。リニューアル後から入浴者に関しては若干、年度によって上がったたり下がったりあるようではございますけれども、宴会を含めた食堂は非常に顕著に下がってきている傾向にあると言えるのかなと思います。

そこで、前期、27年から3カ年、指定管理を受けた北ひびきさんのほうで指定管理者制度導入施設の管理運営検証ということで各項目の自己評価を提出されまして、それを所管する経済部のほうで評価をしているといった資料がついておりますけれども、まずこの評価について、この指標についての考え方と、あと全体的なその評価を市のほうではどのように捉えているかお知らせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

指標につきましてはA・B・Cの3つの指標で評価しております。Aが計画に定める水準を上回る、Bがおおむね適正に実施、Cが水準に達せず大いに改善が必要というような観点で評価しております。この運営検証の中では、管理業務については基本方針計画を念頭に管理していただきまして適正であるというふうに判断しております。収支の面では、リニューアル後5年が経過しておりますが利用者数は若干減少傾向にありますけれども、職員が一つになって売り上げ増加と経費削減に取り組んでいただいているという形で評価をしているところです。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは次に、事業計画書の中で利用促進策に関するようなことでアンケートを実施するということが記載されておりますが、具体的にどのようなアンケートを実施、これまでやってきたこともあればお願いしたいんですけども、今後どのような取り組みをするのかお知らせを願いたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） これまででございますが、施設の中に市民の声ボックスを設置しているところでございまして、さまざまな意見もいただいているところです。そのような中で、寄せられたお声に真摯に対応していくところでございます。

今後に向けては、このボックスに限らず利用者に対してのアンケートについても次年度から実施を考えていきたいというふうに考えております。また、利用者以外の新しい利用者確保に向けたニーズ確保ですとかについても手法を含めて今後検討していきたいというふうに考えております。お客様の声に対しては、予算の部分もありますので、効果的、効率的な部分を検討していかなければなりません、できる範囲の中で対応していきたいというふうに考えております。また、日向温泉のフェイスブック等もありますので、このような中でも御意見等も賜ればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは次に、施設の効果的・効率的な管理の項目のところでは利用者サービスの向上策についても記載されておりますが、これ具体的にこれまでどのようなことに取り組んできたのか、何かあればお知らせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

これまで、人材育成の観点で従業員に対する接遇研修なども実施されているところでございます。また、日向温泉主催のイベントの開催についても、5月から12月の間、月1回程度開催いただいている中で、多寄町民を含め市内どんな方からも御参加いただいているところです。また、入浴券と食事のセット券の販売、さらには入浴や食事の利用券付のスキーリフトの券の

販売などが行われているところです。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、わかりました。

それで、今回、実は私がこの日向地区、日向温泉保養センターと森林公園の質問をさせていただこうかなと思ったのは、この事業計画書を見ますと、それぞれに、森林公園、保養センターともにお互いの施設と連携をとって利用者向上に努めると書いてあるんですが、スキー場だけ記載されていないんですね。そういった意味で、これまでこの議会で私もそうですし国忠委員もかなりおっしゃっていましたが、きょうの答弁にもありましたけれどもやはりスキー場との連携というのもどうしても欠かせないものだと思っているんですね。それがこの30年度からの新たな事業計画書に全く載っていないということで、どうしてなのかなと思ったのが率直な気持ちなんですけれども、この日向スキー場との連携についてはどのようにお考えなのかお示してください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） 日向温泉とスキー場との連携ということでございます。委員からもお話のありましたとおり、連携を図る中で相乗効果をもって利用者の獲得につながるような取り組みを今後も進めていきたいというふうに考えてございます。これまででございますと、昨年、日向スキー場がリニューアルオープンされた際には、オープンセレモニーの日に食堂利用者の方に天サイダーの無料配布をすることで利用者の獲得などにもつなげております。また、先ほどもお話ししましたリフト券との連携した利用者増の取り組みなども行っているほか、今年度でございますと、スキー場の案内看板のリニューアルに合わせて日向温泉の看板についても一体的に改修を進めたところでございます。冬期間については多くのスキーヤーが訪れることとなりますので、今後も日向温泉の利用促進に向けて関係機関と検討していく中で連携を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

私も冬のスポーツ結構好きなほうですので、ことし日向スキー場がリニューアルしたということでもかなり通っておりました。実際、では帰りにその温泉に入るかといったらなかなかやっばり入らないこともあります。ただ、レジャーで行く方とか地方から来る方はやはりせっかく来たついでだから入ろうという方もいらっしゃると思うので、その辺ももうちょっと細かな分析をしていく必要もあるのかなと思います。ですので、その辺も後ほどちょっとまた別なところで意見させていただきますが。

次に、指定管理料の考え方、先ほど実績いただきましたが、3年目から大よそ1,200万円弱ぐらいの指定管理料を市が出しているといった形になっておりますが、この指定管理料、当然、

今もう本当にぎりぎりの状態でやっている感じですけども、仮にこの利益が出た場合、今後その集客を含めてやり方を改善しながら利益を出した場合、その指定管理料は額自体がどのように変わるものなのか、現状の水準1,200万円前後で措置しながら指定管理者のほうには利益を上げてもらうという考え方なのか、その辺の考え方をお知らせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 藪中次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） お答えいたします。

指定管理料の積算につきましては、施設でかかる経費からその施設で上がる売上金を引いた額で、大きくは原則的にはそういったことで指定管理料は積算しております。その中で指定管理者が経費の節減ですとか、いろいろなアイデアをもって集客を上げるといったことで利益が出た場合については、原則的には指定管理者が留保するだとか、または、小破修繕については指定管理者ということもございますので、そういったことに備えるお金として蓄えるということも可能となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） やはり民間企業が指定管理制度を受けて管理する場合、当然、行政側としては行政コスト削減という大前提がありまして指定管理を委託するわけですけども、その委託する側の管理者もある程度メリットがないと企業でするので経営していくのは非常に厳しいということも考えられますし、また、この日向温泉、保養センターに関しては当初から利益をずっと出していくのが難しいんじゃないかというそういった議論もありましたので、恐らく管理者側も本当に四苦八苦しなから経営されて運営されているんじゃないかということが想定されます。

それで、先ほどいただいた答弁でも、例えばそのアンケートについて市民の声ボックスを設置しているという答弁がありました。これは日向に限定したわけではないんですよね、市内の各所に置いてあるボックスですので、日向温泉のことについて何かあれば当然入れてはくれるんでしょうけれども、基本的にこれ温泉に来た人の声しか聞けない仕組みですよ、当然、日向温泉にあるので。ですので、そういった取り組みとか、あと月一でイベント開催しているであるとか、セット販売、あとは先ほどあったリフト券に割引をつけたりとかいろんな施策をやりつつ、特に食堂で言えば利用件数減っていますよね。ということは、これまでやってきたことだけでは間違いなくどんどん減少するというのはもう明らかですので、ちょうど今5年を過ぎたこの時期に30年度からまた新たに指定管理者を指定するわけですから、もちろん市も指定管理していただいてよかったと思えることと、あと受け入れ側の指定管理者側も受けることによって精力的に営業をかけてサービス向上に努める、それをすることによって今度は利用する方も当然いいサービスを受けられるわけですから、もう3者がウィン・ウィン・ウィンという関係になるんじゃないかと思います。まずは、そういったものを目指していくためには今ある組織だけではちょっと物足りない部分があるのかなと考えております。

そこで、今後のその利用者向上策として現在どのようにお考えなのか。私の思いとしては、例えば冬場に関しては日向スキー場との連携ということでいきますけれども、夏場はではどうしようということで考えると、先ほどありました日向森林公園の利用者はおおむね100人程度の実績がありますけれども、それ以外の部分ではではどういうふう集客しようかと考えると、例えばですけれども、今、北海道の道北地区にも夏場の旅行のスタイルとして自家用車を用いていわゆる車中泊、道の駅にとまりながら車中泊をして北海道を回るといったスタイルが非常に多いと思うんですね。剣淵もそうですし、風連の道の駅も夏場はもうほぼ、びっちり夜とまっています。そういった方、当然お風呂入るためにはどこかの施設を利用するわけで、そうなったときに例えば剣淵だと当然レイクサイドありますから、まして場所が近いのでそこを利用されるケースはあるとは思いますが。では、道の駅風連で考えると、名寄の場合はサンピラー温泉ありますけれども、さらにまた10キロメートル奥に行くということでなかなかあそこは使わないんじゃないかということも考えられると思います。そうすると、ではそこにいるお客さんをいかに日向温泉に引っ張るかという部分をもうちょっと慎重に検証したりすることも必要ですし、それを指定管理者だけに任せるのではなくて足りないものがあればそれは市と協議しながら市のほうでもできる施策として何か支援する、そういったことも必要かなと思います。そういったことを含めまして、今後の市の設置者としての利用者向上策、何かお考えがあればお知らせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 藪中次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） お答えいたします。

今、委員からお話ありましたとおり、指定管理の計画では、食堂に関しては新しいメニューをつくるですとか子供向けのメニューを考えていく、あとはお食事と温泉のセットでサービスをしていく、またスキー場との連携でサービスをしていくといったことが挙げられております。これは、基本的には今まで日向温泉に来られている方、スキー場を利用されている方ということを念頭にいろいろ考えた結果でありまして、今、委員お話しのとおり、施設が5年たって利用者が減っているといった状況では新たなお客さんということに視点を置かなきゃいけないなというふうにも考えております。今お話あったように、道の駅の利用者に関しましては名寄の公衆浴場を考えた場合には当然、日向温泉のほうが近いというメリットがありますので、ほかの行政区の施設でありますのでこの場でいけますというふうにはちょっと言いがたいですが、そういったことも検討の一つに入れていきたいというふうにも考えてございます。

あと、これは建設以前からですが市民サポート会議というのがございまして、日向温泉を応援していこうといった団体がございます。これは多寄町民初め市内のいろんな方が入っている団体なんです、多寄町民のみならず市内から温泉の利用に向けてアピールしながら日向温泉に足を向けていただくといったことも努力していかなくちゃならないというふうにも考えてございます。

いずれにいたしましても、施設の利用向上に向けてはこのままではいけないというふうには

危機感を持ってございますので、いろんな方の知恵をいただきながら改善に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今、市民会議のお話出ましたけれども、改築工事に向けて立ち上がって、多寄地区のその町民会議から今、市民会議になったということですね。先ほどの村上委員の答弁では、日向スキー場に関しては意見を聞く会が日向スキー場を支える会ということでいろいろ活動していると。実際にこの会の方もスキー場に出向いて現場に出てどういうふうにやったら向上するんだということで取り組んでいるようです。目に見える行動は非常に評価できるのかなと思うんですけども、正直ちょっと市民会議のほうに関しては年数とともに活動が見えづらくなっているという部分もありますし、もうちょっと、せつかくある任意団体ですので本当に日向温泉のバックアップができるような位置づけになるように行政側からも後ろから支えていただきたいと思いますので、その辺をお願いしまして私の質問を終わります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御発言ございませんか。

井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、同じく指定管理の関係ですけれども、士別サイクリングターミナルの指定管理者の指定に関する質問を幾つかさせていただきます。

この施設、指定管理者には御努力をいただいていると思いますが、残念ながら実績のこの報告書を見ますと徐々に右肩下がりとなっております。いただいたこの予算関連資料を見ますと、平成27年、平成28年、平成29年と利用料と売り上げを合計しますと、27年度が2,227万2,000円、平成28年が2,187万2,000円、平成29年の見込みが1,951万円ということで、売り上げが徐々に減少していると。あわせて経常利益、これ税引き前となっておりますが、平成27年が198万9,000円、平成28年が142万4,000円と、そして平成29年の見込みが10万円ちょっとの赤字を見込まれているということで、徐々に売り上げとあわせて利益が減ってきているということですが、これら、ちょっと正直言ったらそんな新しい施設でないで、今現在の宿泊施設としてはちょっとタイプが古いということもありますけれども、含めてこの29年度の赤字見込みとなっている現状とか、これら売り上げの減少をどのように分析、要因も含めてされているか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

売り上げの減少につきましては、平成27年度と平成28年度で比較いたしますと、宿泊料などの利用料金は増加している年もございますが、収入全体で見ますと平成27年度からの指定管理期間3年間は毎年減少しているところでございます。その主な要因といたしましては、宴会利用と食事利用の減少によるものでございます。宴会利用につきましては、平成29年度見込みと平成28年度を比較いたしますと増加見込みでございますが、利用者1人当たりの単価が減少し

ていることにより売り上げが減少しているものでございます。食事利用者につきましては、宿泊において素泊まり客が増加していることに伴い食事の提供が減少しているものとなっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうなんです。非常に今、宿泊施設が足りないと、合宿とテストコースということで士別市は宿泊施設が足りないと常に言われているんですが、なかなか難しいところがあるようで。そこで、いただいた予算関連資料の64ページを見ますとつくも青少年の家の食事を今提供しているという形でこの委託料がこれに当たるのかと思いますが、計画を見ると30年、31年、32年ということで80万円ずつ委託料を積算していますが、今回の定例会、この予算委員会を含めて30年をもって、つくも青少年の家は廃止するということですから31年、32年が委託料はないと思うんですけども、この資料、予算関連資料としては整合性がないんですけれども。この31年、32年は多分ゼロになると思うんですけども、この辺ゼロになるということでもいいのかと、なくなる分に対する対応とか支援策というのは今のところ何かお考えがあるんでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

まず、議案に書かれています、つくも青少年の家の委託料、それぞれ80万円ずつでございますが、サイクリングターミナルにつきましては年度協定をもって契約いたしますので、その都度、予算につきましても見直しをかける関係がございます。つくも青少年の家の食事の委託分がなくなる対応支援策につきましては、まずは利用者サービスの低下を招くことがないよう管理経費の縮減に努めるとともに、今後の収支の状況を見きわめながら経営改革等で利用者確保に向けて指定管理者と対応について協議したいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 3年間まとめて契約するので、なくなるのがわかっている一応当初と合わせている、こういう計画にしておこなきゃならないということですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

この収支計画につきまして、先ほどありましたつくも青少年の家の30年をもつての廃止というところにつきましては、最終的なその廃止決定については議会の議決をもってという形になるかどうかというふうに思いますので、そこが現段階で可決されていない段階ではこのままの数字での基本協定の締結というふうに考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） でも、議会を通す前提で計画案をつくらないとおかしいと思うんで、なくしたいということであればなくなった後の31年、32年はこういう計画で経営しますよというのを本来出さないと、一方では廃止しますということを協議いただきながら一方では続けますという、何かおかしいような気がします。これは長くなるのでやめますけれども。

次行きますけれども、それで、65ページにも書いてありますけれども、直営をするより指定管理者でやっていただくということで非常に経営効率が、この施設を直営するよりずっと経費削減になっていると思います。この総合的な評価の中で、さらなる利用促進が求められているが施設整備の管理などにおいては経費の節減と指定管理者を導入した効果は高いということで書かれております。それで、平成30年度、来年度の指定管理料が1,305万6,000円と、約1,300万円の指定管理料を計上されております。これはちょっと非常に乱暴な計算ですけれども、宿泊者、大人の方が平成29年見込みで1,463人、これ365日で割ると1日、大人の宿泊者が4人なんです。4人に対して1,300万円前後の指定管理料というと1日当たり3万2,300円、1日それぐらいの指定管理料を投入して指定管理者に御努力いただいているんですけれども、現実には宿泊者が4人ぐらいしかいないというような状況です。これにはやはりぜひこの宿泊を、先ほどの宴会も含めて、需要をもうちょっと上げていただくということで、市の施設ですのでぜひ売り上げとか増進策をもっともっとバックアップするべきだと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

施設の利用促進を図るため利用者のニーズを把握いたしまして、関係部署と調整しながら合宿者や自動車試験関係者の誘致を推進し、また市のホームページやパンフレットなどを活用いたしまして低価格な宿泊料金や宴会プランなどの情報発信を行いまして利用者の確保に努めていく考えでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、必ずホームページ等と言われるんですけれども、市のホームページを見ますとサイクリングターミナルというページが出てきます。こちらには住所が載って電話番号が載って、チェックイン・チェックアウトの時間が書いてありまして、料金としては、これ素泊まり料金なんでしょうけれども大人3,770円、中学生3,240円等々、本当にその程度の情報しかないんですね。そして、これからの利用促進等ということでこちらに書かれているのは今おっしゃったようにホームページ、公告等でPRし利用促進を図りますということでこちらにも書かれておりますが、現実には私、インターネットで検索したんですけれども、土別サイクリングターミナルで検索をいたしますとこの市のホームページが一番最初に出てくると、あと、公共の宿等に非常に簡単なデータが載っているいろんなサイトがありますんでそれがひっかかってくるぐらいで、正直言って専用のホームページがないんですね。宿泊は今もうイン

ターネットで調べる時代ですので、ぜひ宿泊ですとか今言った宴会でこういうコースがありますよとか料理の写りが載っているですとか、空き室の情報が載っているとか、そういった専用のホームページをつくれるような形を、ぜひ支援策を私ほしないと、幾らネット時代でもこの市のホームページだけではちょっと、いかななものかなと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

専用のホームページの作成などの支援についてでございますが、まずは既存の羊と雲の丘のホームページがございますので、このホームページの利活用も含め、どのような支援がいいのか指定管理者と協議していきたいと考えております。また、サイクリングターミナルに限らずでございますが、市内宿泊施設で空室情報などが共有できる仕組みづくりを今後検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、ちょっと基本的なことを確認したいんです。旅館業法があります。旅館業法には旅館業というのが定義されていて、それには旅館業というのは4つありまして、一つがホテル営業、これは洋式の構造を主とする宿泊業、旅館営業というのがありまして、それが和室中心の宿泊をさせる営業、そのほかに簡易宿泊営業、下宿営業とありまして、この4つあるんですけども、今さらこれだけ長く経営していて今聞くのも変なんですけれども、土別サイクリングターミナル、これ旅館業法上では旅館営業というような解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

旅館営業となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、客室の床面積とか先ほど旅館業の種類によっていろんなさまざまな規制がありまして、ホテル営業ならこうなさい、旅館営業の場合こうなさいという規制があるんですけども、例えば床面積であれば旅館営業の場合は7平米以上という規制があるらしいんですね。それで、先ほど1日4人ぐらいしか泊まってない、平均ですけどもね、というのであれば、これ非常に和室が多い、最大51名宿泊キャパということで、どこかのホームページに載っていましたが、これ大広間も含めての話だと思いますんで、今、大広間で並んで、ずらっと大人数で泊まるというのは学生さんとか子供さんたち以外はまずそんなにいないと思うんですけども、そうすると和室と洋室の一部で全部で14、5室ですか。部屋数、今わかります。いや、いいです、確か14、5室だと思いました。それで、特に和室は今1人1

部屋という時代になっちゃっているんで、あれだけ大きな建物なのに14、5人しか泊まれないという現状かと思います。例えば今、旅館業法の床面積のクリアもあるんでしょうけれども、トイレとか浴場は共同になっていますんで和室を例えば2分割してシングルルームにするだとか、極力お金をかけないで何とか宿泊キャパを広げられるような方策も含めて宿泊者を増やしていくというような考え方も今後必要かなと思うんですけども、その辺のお考えがあればお答えいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

まず初めに部屋数の関係でありますけれども、現在、和室が12室、洋室が3室で15室、収容人数が上限62名というふうになっております。そこで、今お話のございました和室を2分割してシングルルーム的な形にして倍増してはという御提言がございますけれども、確かに旅館業法の中である、例えば7平米を満たすかどうかというところにつきましては、現在の和室の床面積については1部屋20平米というふうになっています。ですので業法上につきましては半分にしても問題ないのではないかと考えておりますが、ちょっと実際にこれぐらいの広さというふうに現場で確認しているわけではありませんけれども、果たしてその広さが御利用いただく方々にとって、それは合宿の方もそうですし一般の方もそうですし試験等々で来られる方も含めて快適に過ごしていただける部屋になるのかどうかというところもしっかりと検討していかなければなりません。そしてあわせて、本市の特徴としてある本来のサイクリングターミナルという利用をされる方々のほかにやっぱり多くがスポーツ合宿、そして冬場を中心とする試験隊の方々というところが非常に多く御利用いただいております。そういった方々、関係機関、合宿の里推進室ですとか企画課等々とも協議をしながら、あわせて利用していただいている方々の御意見なんかも聞く機会を設けながら、どういったニーズがあるのかというところを検討していくことも必要だというふうに考えておりますが、まずは今ある施設の状態の中でいかに利用者数を上げていくのか、先ほど御提案をいただきましたホームページをしっかりとつくっていかなければ今の時代、対応し切れないという御意見なんかも含めて、現状の中での利用を増やしていきたい、そしてあわせて夏と冬というのは合宿と試験隊の方々の利用が非常に多くあります。これはターミナルに限ったことではなくて土別の観光全体に言えることだというふうに思っていますけれども、秋と春、この合宿と試験隊の方々の利用が減るこの期間に、いかにして観光を中心とする利用者を増やしていくのかということをサイクリングターミナル含めて今後協議をしていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、正直やっぱり何か変えていかないと、せっかく今の指定管理者に御努力いただいてもどんどん伸びていくという要素は正直言って少ないと思います。ただ一方、先ほど来言っていますように宿が足りないと言われているんですから、その中で極力使いやす

い、これは物理的に含めて極力コストをかけないで使いやすいような形にしていくと、それと、青少年の家がなくなるということでありましたらその一部の機能を使えるような形も含めて今後いろいろと御協議をいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 長いようで短かった予算委員会も最後の質問になるかと思えます。議案第19号のまちづくり総合計画案について質問いたします。

この総合計画について全員協議会が複数回開かれ、またこの前の先週の大綱質疑、あるいは今回の予算委員会ということで、これで実質的に議論が最後になるかと思えますので、最後に市長に、政治家としての牧野市長に私からお聞きしたいと思えます。

この総合計画における市長マニフェストの位置づけについてお伺いします。

思い出していただきたいんですが、8年前に牧野市長になられたときに出合議員と私が補欠選挙があって議員になって、最初に牧野市長に質問したことがマニフェストについてですよね。このマニフェスト60項目を一字一句忠実にやっていくのか、あるいは時の流れに合わせて少し変えながらやっていくのかという議論をずっとしてきたと思うんです。国政においては民主党政権でマニフェストって掲げたんだけど、高速道路が無料になったり有料になったり迷走したあげく今もうマニフェストという言葉に手あかがついちゃって使われてないですよ。だけれども、市長は2期目も3期目もマニフェストというふうに掲げて、無投票であったけれども選挙に通られて、私はそのマニフェストって言葉を使い続ける市長をととても尊敬しているんですよ。

今回まちづくり総合計画をつくるに当たって、市長になられてから8年間、前の総合計画でやっていたのでやっぱり満を持してここにつくることを望まれたと思うんですよ。いろいろと市民の中で論議していったって、特に士別市振興審議会の中でマニフェストの位置づけについていろんな議論が出て、結局、私の見るところでは当初のマニフェストの位置づけが少し弱まったのかなというふうにも受け取れるんです。そこら辺はやはりマニフェストというものを掲げてきた政治家としての市長の考え方の反映という意味ではちょっと弱まったのかなと、だから、そこら辺、市長がどうお考えになっているのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 国忠委員の質問にお答えをいたします。

私は、マニフェストというのは市民との契約書でありますから、しっかり市民に市長になる人間についてはマニフェストで示して、そして選挙に勝ち抜いて就任をしてそれを実行していく。しかしながら時代の流れとともに全てお約束したことがかなわないことも出てくる、そのことについては議会の皆様方としっかり相談をし市民の御理解もいただきながら、延長したり、あるいは形を変えたり、これはあり得るということで今日までお話をしてきました。

今回の総合計画は全て私の考え方を踏襲してございます。その一つは、私は総合計画、今ま

では10年だったんだけど、この機会に実行計画4年、展望計画4年、4年サイクルの8年の基本構想・基本計画にする。これは市長の任期に合わせるものです。なぜならば、4年後にどなたが市長になったとしても、8年後にどなたが市長になったとしても、マニフェストを掲げて市長は戦うべきだと私は考えますので、そのものについてはしっかりと士別市における最上位計画である総合計画の中で位置づけをして議会の了解をいただきながら4年間で実行していく、そういう4年ローリングという形のものに今回まずは一つは仕上げました。

それともう一つは、士別市は昭和の大合併・平成の大合併を行ったまちでございますので、それぞれの地域の資源特色があるということで、私はそれぞれの地域、地区が元気になって初めて士別が発展をすると、士別地域の発展は北海道の発展につながる、そういう思いでございますので、それぞれ地域に住む皆さん方がソフト事業でアイデアを出しながら少子高齢化の中で、どうみずからのまちを元気にしていくのか、地域を、そういったことで地区別計画も8つ、8地区に分けてつくることができました。これも私のマニフェストの基本となるものでございますので、まず基本的なものについては全て踏襲をしております。

そこで、これが前回の10カ年のマニフェストです、体系図ですね、総合計画の体系図。これは今回終了いたしますが、このときに基本理念、目指す都市像、これは全く変えてございません、今回も。基本構想、目指す都市像というのはそう簡単に変えるべき問題では私はないと思っていますので、変えていません。そこで、大項目についてはこのとおり5項目ずっとございました。ですから、正直申し上げて、いつも私の執行方針のときに総合計画の大項目と私の執行方針が、私はマニフェストでいきますので合わないというこういったような状況もあって、しかしそのことについては議会の御理解をいただいて執行方針を行ってきました。

今回は議員の皆様方にも、もう既にお示ししているわけでありますが、目指す都市像、基本理念は全く変えていません。その下に私どもの政治理念であります地域力、この地域力というのは、対話、調和、市民の輪が原点なんですということできっかりと挿入をいたしました。そして、優しいまち、たくましいまち、新しいまち、その項目の名前は消してございますけれどもその項目に沿って3つの柱にしてつくってございます。そして、市民の皆様、そして議員の方々にもお示しした私の約束事のマニフェストはこの下の実行計画に全て、今回お渡ししている内容が全てあるんであります。ただ、挿入をしていないのは、これから場所などを決定していく中心市街地のにぎわい創設のそういった問題については場所が決定次第また議会の皆様方に御相談しながら補正予算などを組みながら対応していくことはもう既に申し上げているんであります。ですから現段階で可能なものは全て執行にしておりますので、振興審議会なりの御意見も多分にいただいておりますし、そういった意見を私は尊重いたします。

それから、議会の皆様方からもこの全員協議会の中で相当御意見いただきました。これも、いただいた御意見は全て挿入してこの基本的な計画をつくらせていただいておりますので、一方では自分のマニフェストを踏襲する、その中に市民の皆様方、振興審議会の皆様方、議会

の皆様方の御意見をしっかり受けとめて今回の総合計画はつくらせていただいていると、そのように考えてございます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この計画期間という考え方と、それから地区別計画をつくるということで、そこにやはり牧野市長の政治家としての真髓も発揮されているというふうに理解します。

ですけれども、もう一つ、私、申し上げたいことがあります。実は、やはり今、全員協議会でいろいろ私もさんざん申し上げて、前文も一部、旧朝日町と土別市の合併を踏まえたことで変えてもらったんですけれども、ただ、議会で議会基本条例をつくるときに、前文は当時の議長の神田壽昭議長が書かれたんですけれども、この前文は議決事項じゃないんだけど、そこはやっぱり政治家である市長に実は書いてほしかったなと私は思います。なぜかという、そこまで満を持してまちづくり総合計画をつくるのであればやはり前文にどこか市長の言葉が欲しい。それは前の総合計画は前文以前に市長挨拶という感じで一番開いたところにあるんですけれども、でも今回の牧野市長のこの計画への熱意というのは挨拶で済まないと思うんですよ。なので、8年間私も拝見していて、旧朝日町、旧土別市の合併について牧野市長、すごくもう心砕かれたと思うんですよ。もう市長になって早速、副市長が1人だとか2人だとかそういう問題も乗り越えてきたし、温浴施設、宿泊施設である和が舎の立地もいろいろありましたよね、道道沿いにつくるべきだとかこっちだとかね。それだとか、最近の話でいうと道道ですよ、道道の土別滝の上線の朝日の市街地の部分をどうするかというのも、やはりこれは市長と議会が2万市民の問題にしたから突破口が見えてきたと思うんですよ。朝日の中だけの1,500人の話じゃないんだと、これは2万市民で共有する話だというふうにみんなできてきたから突破口が見えたと思うんですよ。だから、それを乗り越えてきた市長としての、合併は山あり谷ありだったけれどもこれで道筋が見えましたという部分を私は前文に反映してほしかったなと今つくづく思うんですよ。なので、そういう2万市民の融合というところで直接文章はお書きになりませんでしたけれども、もし政治家としての牧野市長の思うところが反映されているところがあればぜひ知らせていただきたいんですが、お願いします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 前回の総合計画の策定ときは、合併して2年後に10カ年計画をつくり上げたんですね。ですから、そのとき前市長の田莉子市長は合併でもってしっかりとこの10カ年計画を融合してきました。こういう考え方のもとで御挨拶なんかも挿入されてございます。私はこの10カ年でもう既に融合が完成したと、このように理解しているんです。確かに朝日地区には朝日地区の思いもあり、多寄地区には多寄地区の思いもあり、上土別地区、温根別地区、それぞれの思いもあります。しかし、こういった形の中で職員も見てください。全く誰が朝日出身かももうわからない、そのような形で職員体制も含めて地域の中でも本当に私は融合してきていると思います。そういった中で、私は総合計画の策定するときもそうでありまして、あるいは市長選に当選した後もそうなのであります、大よそ1時間ぐらい時間をいただいて全職

員に対して私の思いというのは、小ホールで1時間ぐらいの時間の中でしっかりと説明します。そういったものを受けながら担当職員は私の思いをしっかりと理解をしながら、例えばこの前文についてもいろいろつくり上げます。全部、私が目を通して加筆もすれば修正もあるんですが、やっぱり職員、理解していますよ。そういった意味では私の思いも含めて書いてございますので、こういった意味からして、私は決して自分で起案をしたとかそういうことではないんですが私の思いは全て反映をしていると思います。

それと、朝日地区は大きな課題がたくさんございました。しかしながら、議会の御理解もいただきながら、例えば和が舎を建設できた、糸魚小学校も建設できた、そしてまた美土里ハイツに本来であればコスモス苑20床増床すべきものだったけれども、これは田苅子市長の提案をいただいて私も議員のときに即賛成をさせていただきました。朝日の美土里ハイツに合併したんだからということで増床で持っていった。そしてまた合宿の里についても非常に連携がとれています、合併したことによって士別と朝日の合宿の里づくり。サンライズホールだって決して財源を落とさないですばらしい活動をしている、創作活動。今回の芝居で遊びましょもそうなんだけれども、いろんなそういう融合策も含めながらやってきている中で、今度いよいよ道道も拡幅も含めながら着工できるということで、朝日も非常に頑張っていて、よし、自分たちもやるぞという。私、喜んでいますがね、これ朝日商工会ですよ、青年部含めながらみんなでワークショップ開いて、この機会に朝日のみんなで知恵を出して連携をとって頑張ろうではないかという形の中でそういった一步をやはり踏み出してきているわけですよ。

ですから、まさにこの地区別計画、これからもあるわけでありませうけれども、私たちもこういった活動にもっともっと力を注いで、ですからそれぞれの地域の中である課題たくさんあるわけでありませうから地区別計画も含めながらそういったものを応援しながらそれぞれの地区がやっぱり元気になっていく、総合計画の基本でありますので、今回の地区別計画はそんな思いで行っていますので、職員もしっかり考えながらこの辺はつくっていますし、もちろんこれを作成するためには振興審議会の御意見、議会の御意見、市民の御意見、全ての皆様方の御意見のもとで策定をさせていただきますので、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 以上で、平成30年度各会計予算並びに関連議案28案件の質疑を終了いたします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

採決は分割により行います。

初めに、議案第1号 平成30年度士別市一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 平成30年度士別市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 平成30年度士別市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成30年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成30年度士別市水道事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 平成30年度士別市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 士別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 士別市基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号 士別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 士別市まちづくり総合計画「基本構想・基本計画」について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

国忠委員。

○委員(国忠崇史君) 議案第19号 士別市まちづくり総合計画「基本構想・基本計画」に反対いたします。

理由は、非常に残念なことです。このまちづくり基本計画自体、今、市長と論議したとおり、非常にすぐれたものです。地区別計画も含め、この前の総合計画から見るととても進化していると思います。ただ1カ所、2文字だけ私は大きな問題があると思います。大綱質疑で一般ごみの有料化について質問しました。それで、この基本構想の29ページにごみの有料化の検討というふうに書いてあります。家庭ごみ有料化の検討と見出しがなっています。そして、市長も

大綱質疑のときは有料化の検討というふうに言っているんだというふうにおっしゃっておられました。ところが、この家庭ごみ有料化の検討という見出しの下に本文が3行ありまして、家庭ごみの排出抑制と排出量に応じた負担の公平化を図るため、ごみの有料化を推進しますと書いてあります。検討と推進では、ニュアンスがプラスの意味で2段階ぐらい違います。あくまでも検討なのであって推進はしない、今この段階で推進と言ってしまっただけではいけないと思います。こういうふうにじわじわと一步一步、市民の余り目に触れないところで有料化を進めていこうという手法は私は賛成できないので、残念ながらこの議案に反対せざるを得ません。ちょっとじくじたる思いもありますがこの議案には反対ということで、以上、反対理由といたします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

○委員長（松ヶ平哲幸君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号 士別市日向森林公園の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 士別市日向保養センターの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号 士別市営牧野大和牧場の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号 士別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号 士別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号 士別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいまの委員会の決定に基づく審査報告書及び委員長報告については、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長(松ヶ平哲幸君) 以上で、当委員会に付託となりました案件の審査を全て終了いたしました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 3時53分閉議)

○委員長（松ヶ平哲幸君）（登壇）委員長退任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

平成30年度予算審査特別委員会が設置され、款別審査を2日間にわたって、委員の皆様には真剣かつ熱心な審査に当たっていただき、まことにありがとうございました。また、理事者並びに関係部局の皆様には審査の円滑な運営に御協力をいただき、心からお礼を申し上げます。特に答弁をいただいた若い主査職の皆様には、本市のまちづくりと今後の行政を担う世代としてさらなる成長を願うところであります。

さて、就任の御挨拶にも申し上げさせていただきましたが、4月からはまちづくり総合計画がスタート、市立病院の公営企業法の全部適用によりさらなる経営の改善と市民に安全・安心感の増長を期待するところでもあります。付託された案件の全てが原案どおり可決され予算が決まりましたが、この予算の執行に当たっては行政と議会がさらなる肉づけと補強をすることが市民が求める充実したサービスの提供となり次のまちづくりのステップとなることを確信するものであります。

最後の予算特別委員会の委員長としてその責務を大きく感じているところでありましたが、粥川副委員長を初め皆様の御協力により本委員会の全ての日程を終えることができましたことに改めて御礼を申し上げ、まことに簡単ではありますが委員長退任の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）（降壇）

以上、本委員会のおん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月14日

予算審査特別委員会

委員長 松ヶ平 哲 幸

副委員長 粥 川 章

署名委員 渡 辺 英 次

署名委員 谷 守